

第3期

富山市教育振興基本計画

令和6年度～令和10年度

令和6年2月

富山市教育委員会

目 次

	頁
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の実効性の確保	3
第2章 本市教育を取り巻く現状と課題	
1 本市を取り巻く現状と課題	4
(1) 少子化の進行	4
2 子どもを取り巻く現状と課題	5
(1) 子どもの学力	5
(2) 子どもの心	5
(3) 子どもの体	6
(4) 家庭の教育力	6
3 教員を取り巻く現状と課題	6
4 生涯学習を取り巻く現状と課題	6
第3章 計画の目標	
1 基本理念（教育目標）	7
2 計画の体系	7

第4章 計画における施策

1 基本的な方向1

未来を切り拓く子どもの育成	8
(1) 主体性のある子どもの育成	8
(2) 確かな学力の定着	13
(3) 豊かな心の育成	18
(4) 健やかな体の育成	22
(5) 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実	26

2 基本的な方向2

多様な学びの場の提供及び質の高い学校教育環境の整備	28
(1) 多様な教育ニーズ及び支援を必要とする子どもへの対応	28
(2) 教員の資質能力向上と学校の働き方改革の推進	34
(3) ICTを活用した教育環境の整備	43
(4) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	45
(5) 学びの質を保障するための学校再編の推進	46
(6) 安心・安全な学校教育環境の整備	49

3 基本的な方向3

保護者や地域との連携・協働による教育力の向上	51
(1) 学校（園）・家庭・地域との連携・協働と開かれた学校づくり	51
(2) 家庭における教育力の向上	56

4 基本的な方向4

生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	59
(1) 高等教育及び生涯学習活動の充実	59
(2) 生涯学習活動拠点の充実	62
(3) 文化遺産等の保全・活用	68

参考資料

・ 富山市教育振興基本計画懇話会委員名簿	70
・ 第3期富山市教育振興基本計画策定の経過	71

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市を取り巻く時代の潮流は、人口減少と超高齢化の急速な進行、グローバル化、地球規模での環境問題、高度情報化によるAI・ロボット技術の普及、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展等、大きく変化しています。さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大というこれまで経験したことのない大きな試練に直面したことで、人々の生活様式も変化し、価値観も多様化しています。

また、子どもたちの教育を取り巻く状況についても、児童生徒数の減少、学力や学習意欲をめぐる問題、家庭や地域の教育力の低下、教員の長時間労働、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等、多くの課題があります。

こうした将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会の創り手を育成するためには、子どもたちの主体性や創造力、課題解決能力を育てていくことが必要です。

また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「ウェルビーイング」を向上させていくために、学校や地域でのつながり、協働性や多様性の理解、自己肯定感等を調和的・一体的に育むことが求められています。

平成18年12月に全面改正された教育基本法では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」ことがうたわれています。

また、同法では、教育の理念や目的を具体化するため、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定めること」、さらには、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

こうした中、令和5年6月には、国の「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。

本市では、平成31年2月に、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌した「富山市教育振興基本計画」を策定し、計画的に教育行政を推進してきたところですが、市の計画期間が令和5年度末までとなっていることから、「第3期富山市教育振興基本計画」を策定することとしました。

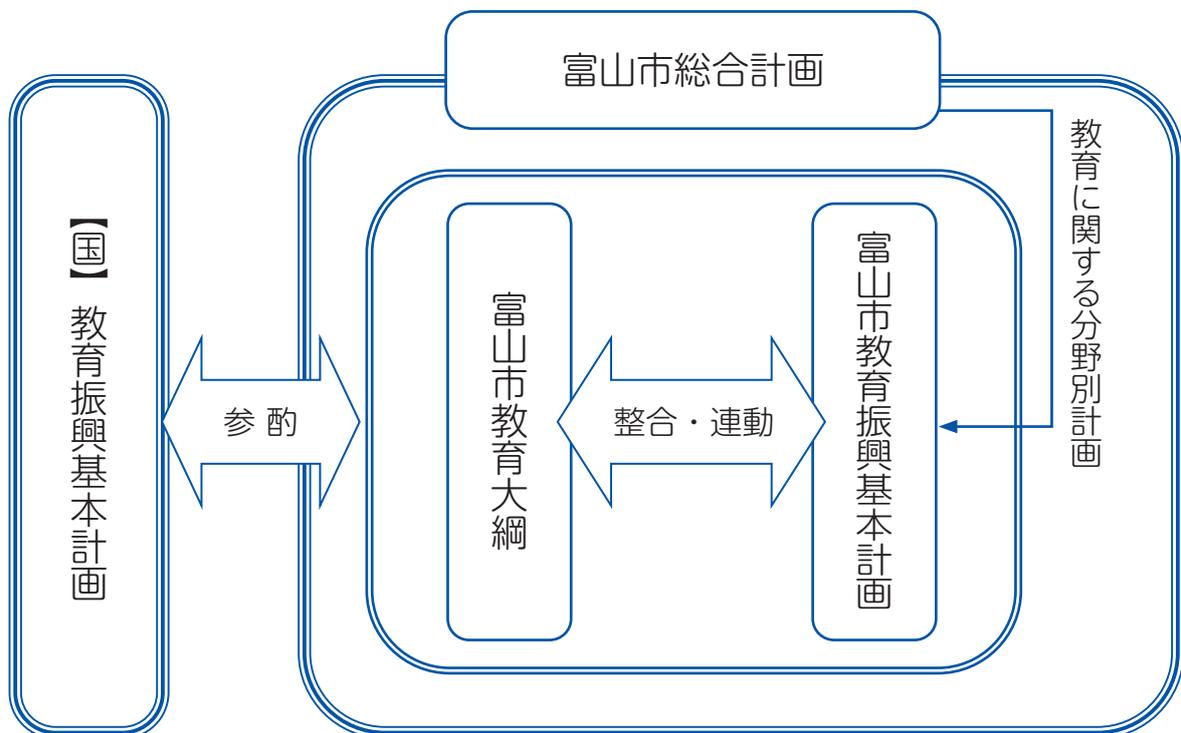
この計画に基づき、本市の教育行政を推進することで、本市教育のさらなる質の向上を目指し、子どもを安心して学校に預けられる子育てしやすい環境が整ったまち、また生涯にわたって学び続けることができる環境が整ったまちとして、多くの人から選ばれるまちづくりを目指します。

2 計画の位置付け

第3期富山市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき策定する、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

計画の策定にあたっては、令和5年6月に新たに策定された国の第4期教育振興基本計画を参酌するとともに、「富山市総合計画」及び「富山市教育大綱」との整合性を図りながら、概ね10年先を見据えた計画として、本市が目指す教育の基本的な方向や基本施策を明確に示し、それらを確実に実現するために、今後5年間に必要な施策や取組みを体系的に整理しています。

- (1) 教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 富山市の教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中長期的な計画
- (3) 市政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「富山市総合計画」の教育に関する分野別計画
- (4) 富山市の教育の振興に関する総合的な施策の「基本方針」である「富山市教育大綱」と整合性・連動性を図る計画



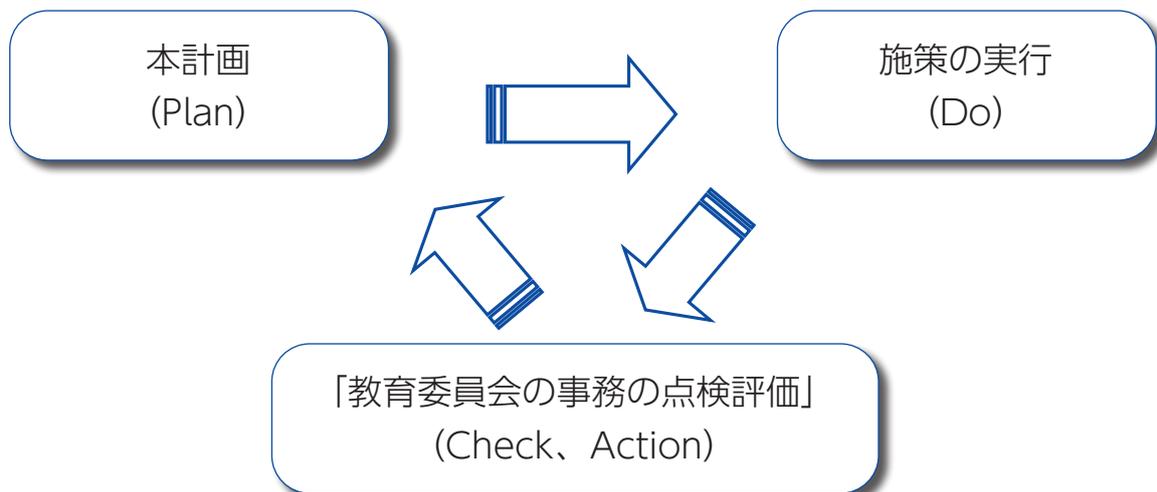
3 計画の期間

概ね 10 年先を見通しながら、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の計画期間とします。

4 計画の実効性の確保

この計画の推進にあたっては、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の P D C A サイクルによるマネジメントシステムを用いて計画の実効性を確保していきます。

具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、「教育委員会の事務の点検及び評価」を実施し、これを議会に提出するとともに、富山市ホームページに掲載します。



第2章 本市教育を取り巻く現状と課題

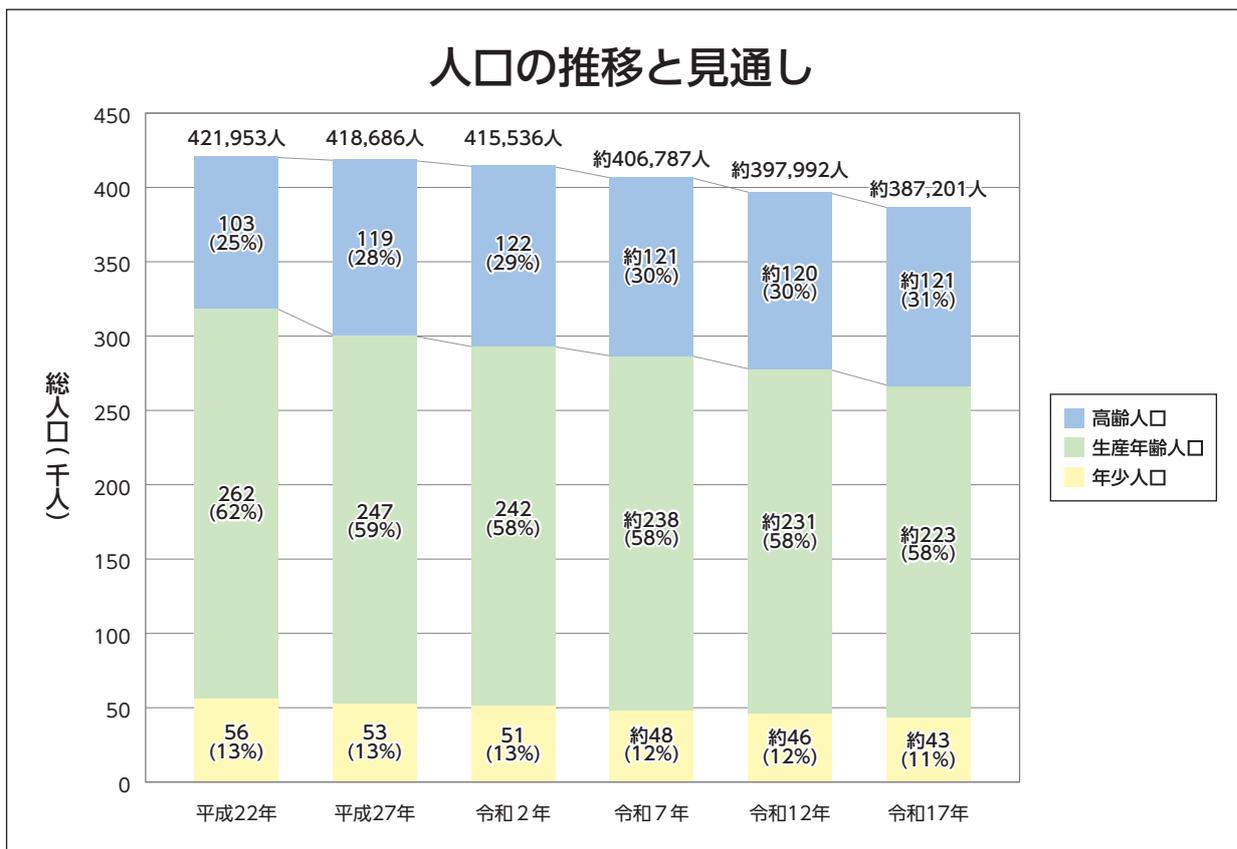
1 本市を取り巻く現状と課題

(1) 少子化の進行

本市の将来人口推計によると、本市の総人口は、平成22年にピークを迎え、その後は減少に転じており、この傾向は今後も続くものと見込まれています。

また、0歳から14歳までの年少人口は、令和7年から令和17年までの約10年間で約5,000人減少し、小規模な小・中学校が増加する見込みです。

このような現状の中、本計画に基づき教育行政を推進し、本市教育のさらなる質の向上を目指すことで、子どもを安心して学校に通わせられる、子育てしやすい環境を整えることが必要です。



資料：富山市将来人口推計報告書

2 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 子どもの学力

本市の小・中学生の学力は、全国学力・学習状況調査の結果から、近年、全国平均との差が縮小してきているものの、全国平均を上回っています。その背景としては、保護者や地域住民等の熱意や協力、教職員の日頃からの努力などが挙げられます。

一方、学習状況の面では、学校以外で2時間以上学習をする児童生徒の割合が、全国平均に比べて低く、放課後に家庭でゲームやインターネットをして過ごす児童生徒の割合が、全国平均に比べて高いという結果が出ています。これらのことから、子どもの学力や学習習慣を定着させる取組を引き続き行っていくことが必要です。

また、令和2年度以降に全面実施された学習指導要領では、「生きる力」の育成を目指し、予測困難な社会の中、子どもたちには、社会の変化に主体的にかかわり、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力を身に付けさせることが重要であるとされました。本市においても、子どもたちの主体性や協調性を育み、非認知能力を高めるための取組を進めて行くことが求められています。

(2) 子どもの心

本市の子どもは、全国学力・学習状況調査の結果等から、地域行事への出席率が高い、地域でのボランティア活動によく参加するなど、地域や社会に対する関心が比較的高いといった長が挙げられます。

しかしながら、社会が多様化し、変化していく中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い子どもの心に関する様々な問題が生じています。

本市の不登校児童生徒の出現率については、年々増加傾向にあり、引き続き問題解決に向けて取り組むことが必要です。

また、いじめの認知については、「いじめの定義」を限定的に解釈することなく、正しく理解し、適切に認知することがより求められているため、各学校では、これまで以上に積極的な把握に努めることが重要です。

引き続き、いじめの未然防止、早期発見、即時対応に努めることで、認知できない潜在化したいじめが発生しないよう、また、認知したいじめについては、なるべく早期に解決できるよう、地域・家庭と連携を図り、関係機関とも連絡を密にして、問題解決に向けて取り組んでいくことが必要です。

また、子どもの規範意識、社会性の希薄化や主体性の低下が指摘されており、自然体験活動や社会体験活動を通してより豊かな人間性を育成し、道徳教育の充実等により、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を育むことなどが必要です。

(3) 子どもの体

社会が多様化し、変化していく中で、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化し、生活習慣が乱れ、子どもの健康状態や食生活の乱れが懸念されます。

また、運動に進んで親しむ子どもとそうでない子どもとの、運動習慣及び体力の二極化が進んでいます。

そのため、子どもとその保護者への生活習慣病の正しい理解の浸透に取り組み、日常生活において食事や運動不足の改善をいかに図るかが課題となっています。

また、学校においては、体育の学習や体育的行事、運動部活動等において、運動習慣の定着を進め、子どもの体力の向上を図ることが必要です。

(4) 家庭の教育力

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、「基本的な生活習慣」、「豊かな情操」、「社会的なマナー」等を身に付ける上で、重要な役割を担っています。しかし、家族構成の変化や家庭と地域とのつながりの希薄化といった社会の変化を背景に「家庭の教育力」の二極化が問題となっています。

3 教員を取り巻く現状と課題

本市の教員の年齢構成は、50歳代が多く、この年代の教員の大量退職に伴う量及び質の確保が課題となっています。

また、社会の変化が加速する中で、社会人として求められる能力と教育公務員としての新たな知識・技能の習得等、学び続ける姿勢の必要性が高まっています。中核市への人事権移譲を見据えて、教員研修の充実等により、本市の学校現場が教員にとってやりがいのある職場となるよう努める必要があります。

4 生涯学習を取り巻く現状と課題

本市の生涯学習活動は、市民にとって最も身近な学習拠点である公民館での活動をはじめ、市民の生涯を通じた学びの活動である生涯学習活動が全国的に見ても非常に活発であり、その重要性がより高まっています。

今後は、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進や生涯にわたり学び、活躍できる環境整備のために、公民館の利用の促進を図るなど、さらなる生涯学習活動の充実が必要となっています。

第3章 計画の目標

1 基本理念（教育目標）

本市では、次のことを教育目標として掲げています。

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

2 計画の体系

教育目標の実現のため、本市教育の目指すべき方向を、次の「4つのビジョン（基本的な方向）、16のアクション（基本施策）」として体系化します。

基本的な方向	基本施策	
1 未来を切り拓く 子どもの育成	1	主体性のある子どもの育成
	2	確かな学力の定着
	3	豊かな心の育成
	4	健やかな体の育成
	5	現代的・社会的課題に対応した学習等の充実
2 多様な学びの場の 提供及び質の高い学 校教育環境の整備	1	多様な教育ニーズ及び支援を必要とする子どもへの対応
	2	教員の資質能力向上と学校の働き方改革の推進
	3	ICTを活用した教育環境の整備
	4	家庭の経済状況や地理的条件への対応
	5	学びの質を保障するための学校再編の推進
	6	安心・安全な学校教育環境の整備
3 保護者や地域との 連携・協働による教 育力の向上	1	学校（園）・家庭・地域との連携・協働と開かれた学校づくり
	2	家庭における教育力の向上
4 生涯を通じた教育 の充実と文化遺産等 の保全・活用	1	高等教育及び生涯学習活動の充実
	2	生涯学習活動拠点の充実
	3	文化遺産等の保全・活用

第4章 計画における施策

この章では、4つの基本的な方向ごとに目標（目指すべき成果）を設定し、基本施策ごとに「現状と課題」、「施策方針と主な取組」、「参考指標（数値目標）」を記載しています。さらに、個別の取組については、必要に応じて年次計画を記載しています。

1 基本的な方向1 未来を切り拓く子どもの育成

【目標（目指すべき成果）】

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われていること

（1）主体性のある子どもの育成

【現状と課題】

主体的な学びと非認知能力の育成

文部科学省は、2020年代を通じて目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としています。本市においても学習指導要領を着実に実施し、一人ひとりの子どもを主語にする学校教育の実現を目指す重要な転換期を迎えています。

学校での指導においては、小学校教科担任制や学校再編による小中一貫校、義務教育学校の導入等、義務教育9年間を見通した教育を実践することや、非認知能力の育成、ICT環境の整備により、「新しい教育のかたち」に適した指導を工夫していくことの重要性がより一層求められています。そのため、本市全ての教員が小・中学校のいずれに配置されても、円滑に教育活動を行うことができるよう、教員一人ひとりの指導力の向上を図ることが求められています。

また、本市が目指す子どもたちの、個別最適な学びと協働的な学びのために必要な資質・能力を育成するには、「主体性」や「協調性」の獲得が効果的であり、そうした考え方がイェナプラン教育^(*)の理念と合致することから、本市でもそのエッセンスを取り入れた教育を推進していきます。

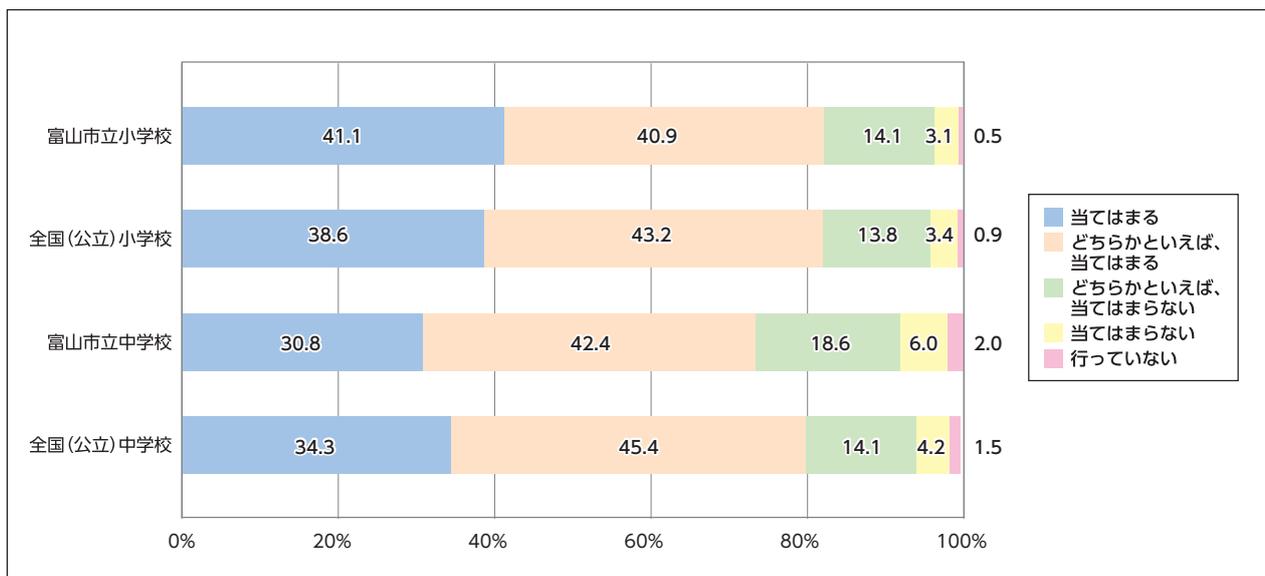
そのため、イェナプラン教育について学び、各学校の実情に合わせて取り入れながら、主体性のある子どもの育成に向け、全市的に取り組んでいく必要があります。

※ イェナプラン教育

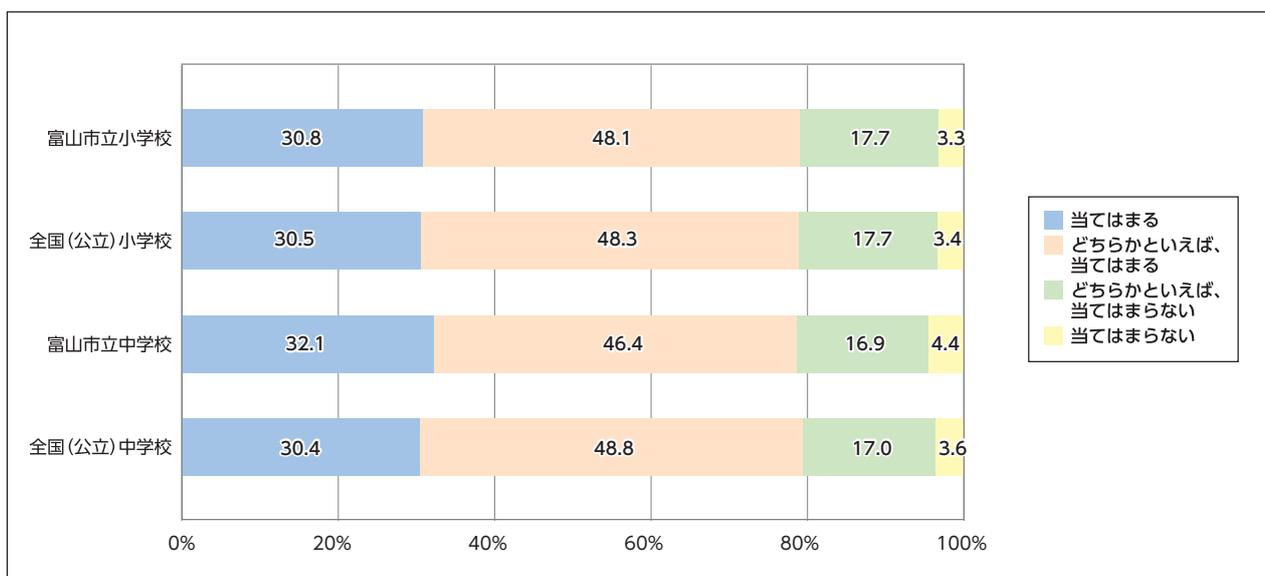
… 一人ひとりの子どもをその子らしく最大限の可能性を引き出して育てることを目指したビジョン。対話や実体験からの学びを重要としており、子どもに適した教育環境や学級編制の枠組みを示している。

■全国学力・学習状況調査（令和5年度）から

- ・学級の友達の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか。（児童生徒への質問）



- ・授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。



資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

キャリア教育と進路選択

未来を切り拓く主体性のある子どもの育成を目指し、各学校においてキャリア教育に取り組んでいるところですが、将来の夢が漠然としている生徒も多いのが現状です。特に中学生は、行動が広がり活動が活発になるとともに、自分の内面に目を向ける時期です。規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、成長期の課題を乗り越えるたくましい力や自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付ける必要があります。

【施策方針と主な取組】

○知識・技能の習得と非認知能力の育成、問題解決的な学習（PBL）の充実

「富山市学校教育指導方針」の重点事項である「主体性のある子どもの育成」に向けた取組を推進するため、小・中学校の教職員の「主体的な学び」について理解を深める自主研修を設定します。各自が個人研修課題をもち、各学校において先導的なリーダーとして、「主体的な学び」に向けた実践を進められるよう研修の充実を図ります。

- ・「イエナプラン的教育」「問題解決的な学習（PBL）」「端末の活用」等、主体的な学びを支えるこれらの内容を踏まえて個人研修課題を設定し、授業構想や授業公開など、より具体的な研修の場を提供します。
- ・推進校、推進モデル校等の授業公開を通して、教員が互いに学び合う研修を実施します。

（主体性を育む研修会事業）

○イエナプラン的教育の推進

令和4年度～「学ぶ」、令和6年度～「取り入れ、試す」、令和8年度～「実践の充実（全市的な展開）」という5か年での構想のもと、富山市版「イエナプラン的教育」（学校・保護者向け）を作成し、各校の実践を通して明らかとなった成果を基に、課題の解決に取り組むとともに、全市的な展開に向けて推進を図ります。

- ・各学校の研修計画、研修内容にイエナプラン教育のエッセンスを取り入れ、授業実践を重ねて検証します。
- ・富山市版「イエナプラン的教育」を富山市学校教育指導方針に掲載し、各学校へ周知を図ります。
- ・推進モデル校での継続的な研修（授業公開）を進めます。
- ・各学校の実践事例が共有できる場（データ共有システム）を構築します。

<年次計画>

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
イエナプラン的教育の推進	イエナプラン的教育について「取り入れ、試す」		イエナプラン的教育について「実践の充実（全市的な展開）」		

（イエナプラン的教育推進事業）

○GIGA スクール構想^(※)の推進

ICT を活用し「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現を目指した教育活動を推進します。

- ・個別最適な学びと、協働的な学びの視点での授業改善を行います。
- ・ICT 活用に関する研修の充実を図ります。
- ・ICT の効果的な活用事例をデータベース化します。

※ GIGA スクール構想

- … 児童生徒に一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公平に個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現するための国の政策。

（ICT を活用した個別最適・協働的な学び）

○キャリア教育の推進

各年代に応じたキャリア教育^(※1)を実施し、基礎的・汎用的能力を育て、よりよい生活や進路、生き方等を目指して自分の課題を見い出し、課題の克服に向けて努力しようとする態度を身に付けることができるようにします。

- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業^(※2)を家庭や地域との連携を図りながら推進し、生徒の規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、成長期の課題を乗り越えるための力を身に付けることができる体験学習の機会とします。

※1 キャリア教育

… 望ましい勤労観、職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育

※2 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業

… 中学校2年生が5日間社会に出て、市内事業所の協力を得て実際に職場体験を行ったり、ボランティア活動を体験したりする事業

(地域ぐるみこころの教育推進事業 (14歳の挑戦))

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むよう努めます。

子どもたちが社会で生きる実践力を高める教育が行われるよう、キャリア教育の充実を図ります。

- ・先輩に学ぶ講演会を中学生に対する進路指導の一環として位置づけ、生きることの意義を考えさせるとともに、将来に向かってたくましく生きるための夢と希望をもたせ、主体性のある子どもの育成を図ります。

(先輩に学ぶ講演会実施事業)

○学校選択制の実施

自分の進路を自らが決めることにより、中学校生活への自主的・自律的な心構えが育つよう努めます。

- ・富山市立小学校6年生が、通学区域内の中学校を含め、市立全中学校の中から入学したい学校を選択できるよう、学校選択制を実施します。
- ・学校を選択する際の参考となるよう、中学校紹介冊子を作成し、小学校6年生に配付するとともに、学校公開日を設定し、授業、部活動、学校行事等を参観できる機会を提供します。

(学校選択制施行事業)

【参考指標（数値目標）】

○キャリア教育の推進

指標の名称	社会に学ぶ「14歳の挑戦」での体験が、自分の生き方を考える契機となったと答える生徒の割合		
指標の説明	社会に学ぶ「14歳の挑戦」アンケート「自分の生き方を考える機会になりましたか」の質問に対して、「とてもよい機会になった」「まあまあよい機会になった」と答える生徒の割合		
目標設定の考え方	令和10年度までに95%以上を目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R4）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	91.5%	95.0%以上	95.0%以上

○キャリア教育の推進

指標の名称	将来の夢や目標をもつ生徒の割合		
指標の説明	全国学力・学習状況調査の生徒への質問事項「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答える生徒の割合		
目標設定の考え方	令和10年度までに69%を目指す。 ※参考数値…68.2%（H30年度）		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R5）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	62.4%	69.0%	75.0%

○学校選択制の実施

指標の名称	「今の中学校に入学してよかった」と思う生徒の割合		
指標の説明	学校選択制に関するアンケート（3年に1度実施）において、「今の中学校に入学してよかったと思いますか」の質問に対して、「よかった」「だいたいよかった」と答える生徒の割合		
目標設定の考え方	全ての生徒が、自分で選択し、入学した中学校での生活に満足することを目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R5）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	96.3%	100.0% （3年に1度のため R8年度実施予定）	100.0% （3年に1度のため R14年度実施予定）

(2) 確かな学力の定着

【現状と課題】

小・中学校における確かな学力の定着

令和5年度の全国学力・学習状況調査において、本市の教科区分別の平均正答率は、小学校では国語・算数、中学校では国語・数学・英語、全ての教科において全国を上回りました。このことは、各学校において、日頃から指導内容や方法に工夫を重ね、熱心に学習指導に取り組んできた結果と考えられます。一方、複数の資料から事柄や情報を読み取り、それらに関連づけて考え、自分の意見として表現することについては課題があります。今後も、子どもたちのさらなる学力向上を目指し、指導の改善に取り組んでいく必要があります。

理科教育については、令和5年度富山市中学校1年生学力調査（理科）において、抽出平均点は前年度を上回っています。特に正答率の高い問題としては、観察や実験を通して、実感を伴いながら理解した自然の事象や現象の内容を問う問題が挙げられ、基礎的・基本的な知識・技能を習得していると考えられます。一方、実験や観察の結果から性質や規則性について説明するなど、理科の見方・考え方を働かせながら自分の考えを表すことに課題があります。

外国語教育については、小学校では令和2年度から小学校3・4年生で年間35時間の外国語活動、小学校5・6年生では年間70時間の外国語科が実施されています。また、中学校の英語では、引き続き年間140時間となっています。

小・中学校においては、外国語活動指導助手（ALT）を配置するなど、外国語教育の充実を図っているところですが、引き続き、子どもたちがネイティブな発音に触れる機会を増やしていくとともに、教員が実践的な指導力を身に付けることができるよう、指導力を向上していくことが求められています。

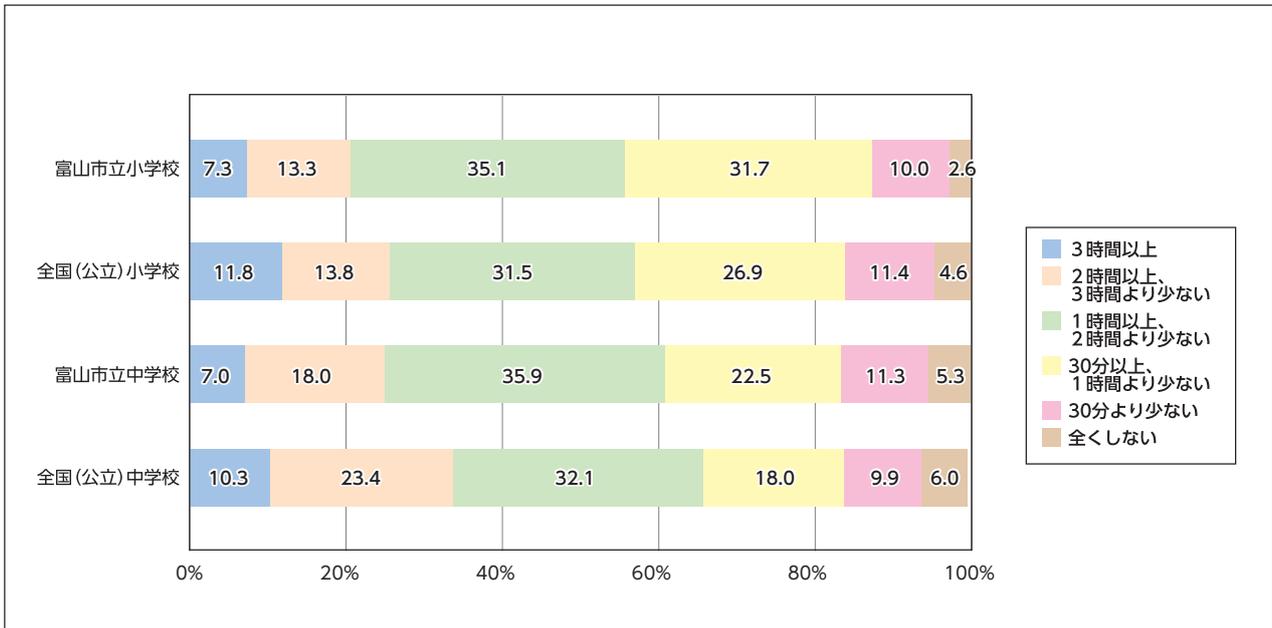
■全国学力・学習状況調査結果の平均正答率

		小学校6年		中学校3年		
		国語	算数	国語	数学	英語
令和元年度	富山市	70	70	76	65	—
	富山県	68	69	76	65	—
	全国	64	67	73	60	—
令和5年度	富山市	69	65	71	54	48
	富山県	69	65	71	54	46
	全国	67	63	70	51	46

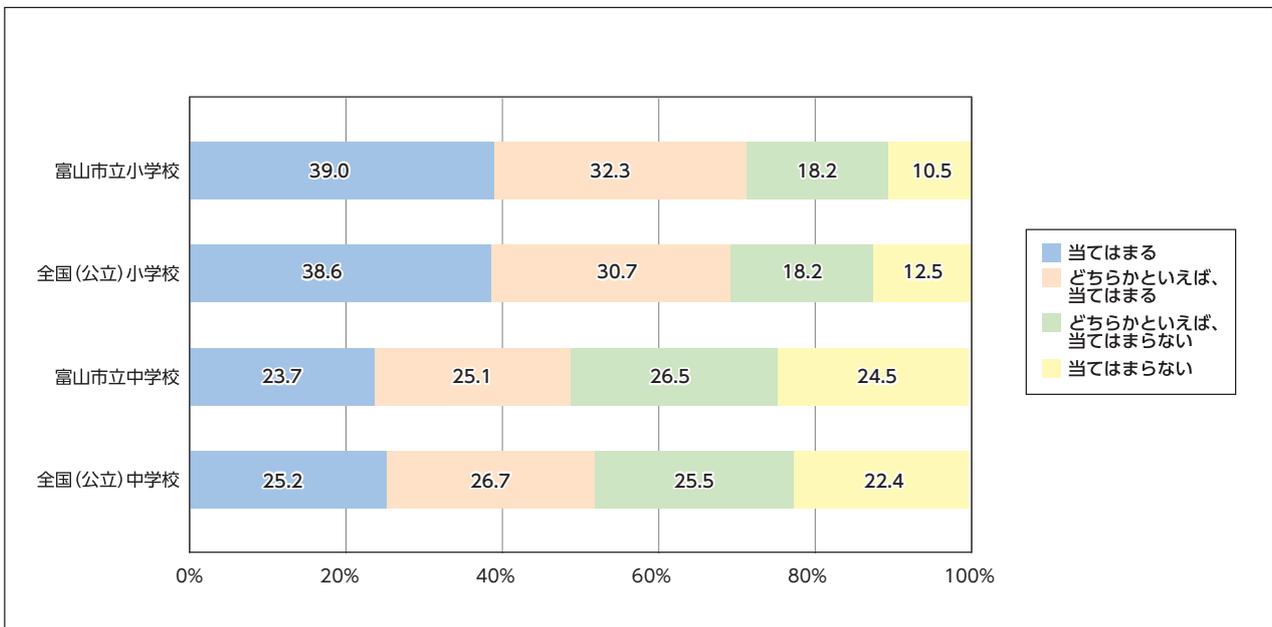
資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

■全国学力・学習状況調査（令和5年度）から

・学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。
（児童生徒への質問）



・英語の勉強は好きですか。（児童生徒への質問）



資料：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

小・中学校の連携

小・中学校では、これまでも、小学校卒業から中学校入学への移行期において、子どもがギャップを感じることなく、安心して中学校生活を送ることができるよう、小中連携を図り、学習指導、生徒指導等において教職員間の情報交換を行うとともに、児童生徒の交流活動を進めています。

本市では、学習指導の点で、小・中学校での9年間の学びを一体のものと捉え、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が大切であることから、小中連携等による学力向上に取り組んでいます。こうした取組を通して、小・中学校が共通の目標を立て、系統性を明確にした学習を行うことは、子どもの学力向上に結びつくことが明らかになっています。

今後も、子どもたちのさらなる学力向上を目指し、課題を明らかにして、指導の改善に取り組んでいくことが大切です。

幼児教育の充実

幼児教育においては、教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のない活動になるように、指導計画の作成及び教育活動の充実を目指して、幼稚園教諭等の研修を重ねていく必要があります。

私学の振興

私立学校においては、多様化する市民のニーズに応じた特色ある教育研究の推進が求められており、建学の精神に基づく個性豊かな活動が展開されています。また、近年の少子化等の影響もあり、私立学校をめぐる経営環境は厳しい状況にあると考えられます。

【施策方針と主な取組】

○学力向上の推進

全国学力・学習状況調査結果の分析を行い、成果と課題を検証します。

また、子どもの確かな学力の定着と向上に向け、小・中学校9年間の学びを見通して目標や方策を立て、確かな学力の育成を図るための実践・研究に取り組みます。

- ・全国学力・学習状況調査結果から、本市の子どもたちの傾向等を分析し、成果と課題を検証します。
- ・検証結果については、学校訪問や研修会等の機会をとらえ、教育指導の充実、改善に活用します。

(学力調査実施事業)

○理科教育の推進

小学校で、子どもの理科における「科学的思考・表現」の向上を図るため、理科の時間における観察・実験活動の充実、指導に必要な環境整備等を進めます。

- ・小学校の希望に応じて、3～6年の理科の授業に観察実験アシスタントを配置します。

(理科教育推進事業)

○外国語教育の充実

子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国語教育の充実及び国際理解教育の推進に努めます。

- ・ A L T を、市内全ての小・中学校に配置します。
- ・ 「小学校外国語夏季集中研修会」等を通して、小学校教員の指導力の向上を目指します。

(外国語指導助手配置事業／小学校教員語学研修事業)

○小・中学校の連携

各種調査結果やこれまでの小中連携を中心とした学力向上実践拠点校の取組を参考に、小・中学校9年間の学びを通した目標を設定・共有し、方策を立てて取り組みます。また、学校の実態に応じた連携のための組織づくり、連携内容を研究し、確かな学力を育成するための実践を行うとともに、その研究の成果について小・中学校に普及を図ります。

- ・ 実践研究拠点校を中学校区で指定し、拠点校が効果的な小中連携の取組を実施できるよう必要な指導・助言を行います。また、拠点校の実践事例や研究成果の普及に努め、教員の指導力の向上を図ります。

(指導力向上推進事業)

○幼児教育の充実

幼稚園における一時預かり事業では、通常教育時間終了後や長期休業中等に、希望者を対象に教育活動を行います。指導計画については、幼児の健康と安全に留意し、成長を支えるような活動の計画を作成するとともに、地域の様々な資源を活用しつつ、様々な体験ができるように努めます。

また、幼児の発達に即して一人ひとりの幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な経験を得られるようにするために具体的な指導計画を作成します。

- ・ 幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ります。
- ・ 幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な経験をすることで、心身の調和のとれた発達を促すようにします。
- ・ 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図り、幼稚園における生活が家庭や地域との連続性を保ちつつ展開されるように努めます。
- ・ 親子サークルの実施と充実を図ります。

(幼稚園子育て支援事業)

○私学の振興

学校教育の振興を図るため、私立学校の運営等を支援します。

- ・ 教育の振興に寄与すると認められる事業に対し、経常的経費や教材・教具に要する経費を助成します。

(私立学校振興補助事業)

【参考指標（数値目標）】

○理科教育の推進

指標の名称	観察実験アシスタント配置による指導の充実度		
指標の説明	配置された学校の教員に対するアンケート調査において、「観察実験アシスタントを配置したことの成果として、児童に対し、自ら考えた予想や仮説をもとに、観察、実験の計画を立てることができるような指導を行うことができたか」の質問に対し、「よく行うことができた」「どちらかといえばよく行うことができた」と答える割合		
目標設定の考え方	令和 10 年度までに 82%となることを目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10 年後 (R15 年度) の姿
	77.7%	82.0%	86.0%

○外国語教育の充実

指標の名称	ALT の人数 / ALT が担当する 1 クラスあたりの授業時数		
指標の説明	A L T の配置数		
目標設定の考え方	1 学級あたり、小学校では外国語活動・外国語科の年間時数の半分程度、中学校では 1 週間に 4 時間ある英語のうち 1 時間を ALT とのチーム・ティーチングが行えるように配置する。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10 年後 (R15 年度) の姿
	33 人 28.8 時間	30 人 30.0 時間	30 人 30.0 時間

(3) 豊かな心の育成

【現状と課題】

いじめ防止と人権を尊重する心の育成

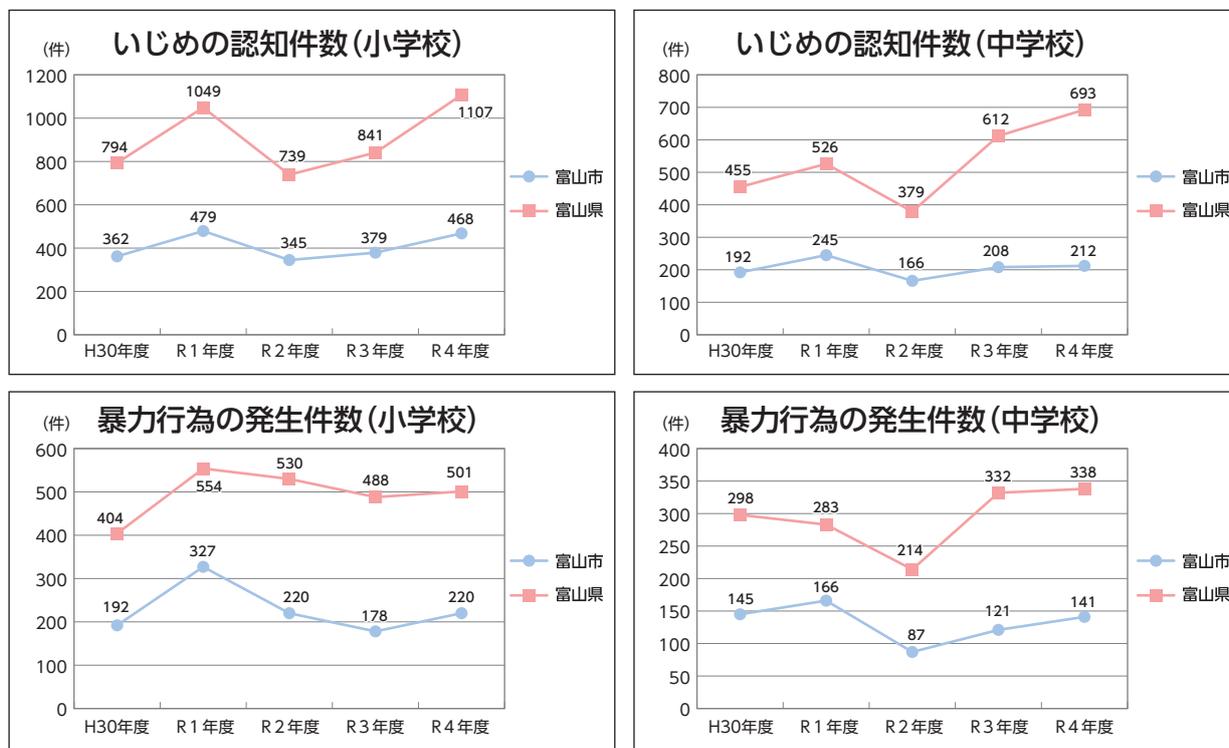
いじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、悩みや不安等の心理的ストレスに加え、家庭環境が要因になるなど複雑化するとともに、問題解決にあたっての困難度が増しています。また、いじめだけでなく児童虐待や暴力事件、SNS やインターネット上のトラブル等、問題も多様化、複雑化しています。そのため、一人ひとりがお互いを多様な存在として認め、いじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけが求められています。

また、子どもたちのスマートフォンを所持する割合が年々増加しているため、情報モラルを身に付けさせることが重要です。さらに、一人1台端末の活用頻度は小学校高学年が最も高いことから、その段階から情報社会について正しく理解し、情報環境との適切な向き合い方を身に付けることが求められています。

人権や福祉については、子どもの発達段階や実態に応じて、人権の意義や重要性について正しく理解させ、様々な状況下で適切な態度や行動を取れるような指導を継続し、自他敬愛の態度の育成を図ることが大切です。また、学校においては、自分たちの周りや地域にも福祉に関する課題があることに気づき、地域に住む一員として、その課題解決に取り組もうとする気持ちを育てることが必要です。

■いじめ・暴力行為の現状



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

自然と触れ合う体験活動の充実

子どもが今まで以上に主体性をもって生活することが必要となっている中で、学校においては、自然体験活動、社会体験活動などを通して実感を伴った学習を進めることで、より豊かな人間性を養うことが必要です。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和3年度までは立山登山や宿泊学習の中止が相次ぎましたが、令和4年度より、自然体験活動を再開している学校が増えていきます。

学校での読書活動の推進

学校図書館については、児童生徒の読書離れが指摘される中で、知的活動を増進し、健全な教養の育成を図るため、学校の読書活動を推進する環境づくりが求められています。

図書現有率については、平成18年度から平成27年度までの10か年計画において重点的に図書の整備を行った結果、学校全体では、文部科学省が定める「学校図書館図書標準」による蔵書数に達しました。蔵書数についても、令和4年度末にすべての小学校・中学校において100%を達成しており、その環境を維持していくため、今後も学校図書の整備の継続・充実を進めていく必要があります。

学校司書については、分校を除く小・中学校全てに配置しています。今後も計画的に学校司書を配置し、学校司書の専門性を向上するための研修を行い、学校図書館の整備・充実を進めていく必要があります。

【施策方針と主な取組】

○人権教育の推進

日頃から教員自身が人権感覚の高揚に努め、子どもたちの身近な問題から、人権について考えたり、体験的な学習を積極的に取り入れたりするなど、課題解決に取り組めるよう努めます。

- ・人権教育や人権教育推進研修会、人権教育の指導事例集の発刊等を通して、児童生徒、教職員の人権意識を高めるとともに一人ひとりがかけがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てます。

(人権尊重教育事業)

子どもたちが人権意識を高め、共生的な社会の一員としての市民性を育み、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止と解消に努めます。

- ・いじめを生まない学校づくりを目指して、道徳科や学級活動等の充実を図るための教員研修や、「いじめ発見」チェックリストの活用、学校組織としていじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める実効的な組織体制づくりを進めます。
- ・各学校においては、いじめの定義を踏まえたいじめの的確な認知の在り方や、認知した初期段階から組織的な対応をきめ細かく行うことに関する研修を改めて行うなど、教員への研修を徹底します。
- ・学校に対しては、定例校園長会、研修会等の機会を通して、いじめの有無に関わらず、トラブル等を察知した時点で、市教育委員会への報告を徹底するよう指導します。

- ・各学校が認知したいじめのうち、未解消のものについては、市教育委員会から、定期的に状況を確認し、必要に応じて、外部人材の紹介等の助言を行います。
- ・各学校が行う調査結果の途中経過や対応の進捗について、本人及び保護者に適宜報告するよう、市教育委員会から各学校に指導助言を行います。

(いじめ防止対策)

○道徳教育の推進

子どもの発達段階や実態に応じて、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念、生きる喜びや夢を与え、人として生きることを深く考えることができるような道徳教育の充実を図ります。子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図りながら、問題行動の解消と未然防止に努めます。

- ・子どもの発達段階や実態に応じて、特別の教科「道徳」を要とし、教育活動全体を通じて道徳的諸価値に基づいて考えることを大切にした指導を心がけることで、「道徳的判断力・心情・実践意欲と態度」を育てます。
- ・児童生徒が命の連続性の中に自らの生命が位置づいていることに気付くとともに、命が限りあるものであることについて理解を深め、かけがえのない命を尊重する心を育みます。
- ・家庭や地域社会と相互理解を深め、連携・協力して指導の充実に努めます。
- ・子どもに豊かな感性や情操を育んでいけるような体験的な活動、地域の人材や多様な価値観にふれる交流活動を推進します。
- ・教員の資質向上、道徳科の時間の質を高める授業改善、指導力の向上につながる研修を進めます。

(特別の教科「道徳」の着実な実施)

○情報モラル教育の推進

子どもたちが情報社会で適正な活動を行うための基礎となる考え方と態度を育成します。

- ・市内の小学5年生全児童を対象とした「情報モラル小5講座」を行います。
- ・講座後のアンケート結果を学校と共有することで個別の指導に生かします。
- ・4年次教員研修「情報モラル教育に関する研修会」を行うなど、ネットトラブル等への対応についての的確な研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。
- ・生成AIについては、情報を収集し、国の方針に従って適切に対応します。

(情報モラル教育の推進)

○福祉教育の推進

子どもたちが自らを見つめ、生きがいや思いやりの心を持ち、共に支え合ってよりよく生きようとする意欲や態度を育てます。

- ・各学校で、教科等の関連を図り、福祉に関する学習内容や活動を指導計画に位置づけます。
- ・福祉施設訪問、交流活動、募金活動等、幅広く多様な体験活動を実施します。
- ・学校と家庭、地域、関係機関との連携を図ります。

(福祉に関する学習や活動の実施)

○体験活動の充実

豊かな自然環境の中で、野外活動や各種の体験活動のほか、学校や家庭では味わうことのできない集団生活の体験の機会を通じて、信頼や友情、奉仕の精神等、心身の調和のとれた健全な育成を図るための活動を行います。

- ・小・中学生が郷土の多様な自然のよさを学ぶ自然体験活動を行う機会の充実のため、野外教育活動センターを利用する際の、輸送バス借上料を助成します。

(立山登山奨励事業／宿泊学習等を通じた自然体験活動の実施)

○読書活動の充実

学校の読書活動を推進するため、学校図書整備の継続・充実を図るとともに、図書館の環境整備や読書活動の推進の支援等を行う学校司書を配置し、学校司書の専門性向上を図るための研修を通じて、学校図書館の機能の充実を図ります。

- ・学校図書の整備の継続・充実に取り組みます。
- ・学校司書の配置により、児童生徒が図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識などを育みます。
- ・本に親しみ、学校図書館を有効に利用するため、資料や図書の収集・分類、図書の貸し出し、読書案内、読み聞かせ等に携わる学校司書を配置します。また、学校図書館の役割や児童生徒への読書活動の支援方法について学校司書の専門性向上を図るための研修を行います。

(学校図書の整備の継続・充実／学校図書館充実事業)

【参考指標（数値目標）】

○人権教育の推進

指標の名称	いじめの解消率		
指標の説明	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づく小・中学校のいじめ解消率 ※いじめの解消については、 (1) いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月間） (2) 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと を満たしている必要がある。		
目標設定の考え方	小・中学校で発生したいじめについて、解消率 100% を目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10 年後 (R15 年度) の姿
	77.4%	100.0%	100.0 %

(4) 健やかな体の育成

【現状と課題】

子どもの体力向上

「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、全8種目の体力合計点は、小学校5年生の男女、中学校2年生の男女ともに全国平均値を上回っています。しかし、「握力」「上体起こし」「50m走」では中2男女、「長座体前屈」では小5・中2男子が全国平均値をそれぞれ下回っており、「筋力」や「筋持久力」、「柔軟性」や「疾走能力」の向上に課題が見られます。また、令和4年度の本市の結果と比較すると、中2女子については、体力合計点が下降傾向を示していることから、教育活動全体を通して、運動量の確保を図るとともに、子どもの運動習慣を定着させていくことが課題となっています。

■児童生徒の体力・運動能力の状況（令和5年度）

	種目	握力 (kg)	上体 起こし (回)	長座 体前屈 (cm)	反復 横とび (回)	20m シャトルラン (回)	50m 走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフト ボール投げ (m)	体力 合計点 (点)
小学校 5年生	【男子】 富山市	16.33	19.54	33.73	43.08	50.82	9.47	157.36	21.34	54.20
	富山県	16.37	19.25	33.84	43.38	52.46	9.52	156.85	21.58	54.29
	全 国	16.13	19.00	33.98	40.60	46.92	9.48	151.13	20.52	52.29
	【女子】 富山市	16.11	18.99	38.62	41.75	41.50	9.63	152.19	14.52	56.78
	富山県	16.21	18.74	38.51	42.17	43.46	9.66	151.85	14.74	57.12
	全 国	16.01	18.05	38.45	38.73	36.80	9.71	144.29	13.22	54.28
中学校 2年生	【男子】 富山市	28.59	25.65	43.94	51.67	78.28	8.02	199.50	20.90	41.80
	富山県	29.10	25.71	44.14	51.40	78.87	8.05	201.18	21.08	41.92
	全 国	29.02	25.82	44.16	51.22	78.07	8.01	197.02	20.40	41.32
	【女子】 富山市	22.39	21.47	46.45	46.36	51.16	8.97	167.73	12.47	47.29
	富山県	22.68	21.39	46.31	45.95	52.02	9.01	169.35	12.68	47.56
	全 国	23.15	21.62	46.27	45.65	50.70	8.95	166.34	12.43	47.22

資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（文部科学省）

子どもの健康増進

社会環境や生活環境の変化は、子どもの心身の健康に大きな影響を与えるものであり、高血圧・脂質異常症・肥満・糖尿病などの生活習慣病の傾向が子どもの頃から見られるほか、将来の生活習慣病にもつながるものと懸念されます。

生活習慣病の予防を図るためには、子どもとその保護者に生活習慣病を正しく理解させ、保護者との連携により、日常生活における食事や運動不足などをいかに改善させるかが課題となっています。

学校における食育の推進

学校における食育の推進を図るため、食育基本法において、①学校における食育推進のための指針の作成に関する支援、②食育に関する指導体制の整備、③地域の特色を生かした学校給食の実施、④体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、⑤食事が心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発など、必要な施策を講ずることが求められています。

こうした中、本市では、食に関する指導の充実、学校給食の充実と安全性の確保などに対する取組が課題となっています。

【施策方針と主な取組】

○体力の向上

各校において、体力や運動能力に関する各種調査結果の分析と、目標の設定や見直しを行い、主体性のある児童生徒の育成を目指した体育（保健体育）科の授業改善を図ります。

また、学校生活全体を通して、体力・運動能力の向上や運動習慣の定着を図る取組の工夫を行います。

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「富山県児童生徒体力運動能力調査」等の調査結果を分析し、各校の課題に応じた運動の機会を体育（保健体育）の授業や朝活動、運動部活動等に取り入れていきます。
- ・ICT を効果的に活用しながら、個人で試行錯誤する場面と仲間と学び合う場面の2つの活動を児童生徒の実態とそのニーズに応じて取り入れます。

(体力の向上 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査))

○学校保健の充実

生活習慣病を早期に発見するため、検診を行い、医療機関への受診を勧奨するとともに、保護者との連携により、生活習慣の改善指導を行い、健康な児童生徒の増加を図ります。

- ・小学校4年生、中学校1年生を対象にコレステロール値の測定などを行う検診（すこやか検診）を実施し、要医療と判定された児童生徒に対して医療機関への受診を勧奨します。
- ・現在の状況を把握し、生活習慣の改善につなげてもらうため、受診に至らない児童生徒の原因を調査し、すこやか検診の受診率向上を図ります。
- ・すこやか検診において、要医療・経過観察・生活指導と判定された児童生徒と保護者に対し、専門医や栄養士による個別相談、指導など（すこやか教室）を実施します。
- ・学校においては、家庭教育との連携を図るとともに、保健指導や食指導を活用し、正しい生活習慣を身に付けさせるよう取り組みます。

(小児生活習慣病予防対策事業)

○学校給食と食育の充実

給食の時間、家庭科、総合的な学習の時間などを通じて学校における食育を組織的・計画的に推進するため、学校における食育指導体制の充実を図るとともに、学校給食を活用した食育の推進を図ります。

- ・食材に関する体験学習会の開催により、子どもの食に関する理解を深めます。
- ・学校給食における地場産野菜等（富山市産もしくは富山県産）の使用により、給食の充実を図ります。
- ・食物アレルギーなど食の安全に対する取組を行います。

(食育と地産地消の推進)



食材に関する体験学習会の様子

【参考指標（数値目標）】

○体力の向上

指標の名称	体力合計点		
指標の説明	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校5年生・中学校2年生対象）」における体力合計点の本市平均点		
目標設定の考え方	毎年、前年の本市平均点を上回ることを目指す。 ※参考数値…51.5点（H30年度）		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R5）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	50.0点	51.6点	52.6点

○学校保健の充実

指標の名称	健康な児童生徒の割合		
指標の説明	すこやか検診における要医療・経過観察の判定を受けていない児童生徒の割合		
目標設定の考え方	令和 10 年度までに 90%を目指す。 ※参考数値…86.0% (H30 年度)		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10 年後 (R15 年度) の姿
	83.7%	90.0%	90.0%

○学校給食と食育の充実

指標の名称	食材に関する体験学習会の開催		
指標の説明	学校給食用食材に関する学習会の開催回数		
目標設定の考え方	学校からの開催要望を受けて、積極的に学習会を行うこととし、10 年後を見据えて、令和 10 年度まで毎年 25 回の開催を目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10 年後 (R15 年度) の姿
	年 24 回	年 25 回	年 30 回

○学校給食と食育の充実

指標の名称	学校給食における地場産野菜等の品目数		
指標の説明	学校給食に使用する地場産野菜等（富山市産もしくは富山県産）の品目数		
目標設定の考え方	地場産野菜等を毎年 40 品目使用することを目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10 年後 (R15 年度) の姿
	38 品目	40 品目	40 品目

(5) 現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

【現状と課題】

持続可能な社会を目指す環境教育の推進

本市は、国（内閣府）から、平成 23 年 12 月に全国 11 都市・地域の一つとして「環境未来都市」に選定されました。また、平成 30 年 6 月に経済・社会・環境の分野を巡る広範な課題に統合的に取り組む「SDGs^(※1) 未来都市」に選定されました。

本市の子どもたちには、将来の世代にわたり、恵み豊かな生活を確保できるよう、持続可能な社会づくりの担い手としての心と態度を育てていくことが大切です。そのため、地球上の資源・エネルギーの有限性や気候変動、貧困・人権問題等を自らの問題として捉え、安心して生活できる持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や教育（ESD）^(※2) の推進が求められています。

また、環境と人間との関わりに関心を持ち、環境を大切に作る心と態度を育てることが大切です。環境に対する豊かな感受性を育むため、自然観察や体験活動を取り入れた学習が求められています。

※1 SDGs (Sustainable Development Goals)

… 2030 年に向けて世界が合意した持続可能な 17 の達成目標

※2 ESD (Education for Sustainable Development)

… 地球的視野で考え、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるように人々を育成し、意識と行動を変革することを目的とする教育

福祉教育の推進

社会が多様化し、変化していく中で、福祉に関する様々な問題が生じており、子どもたちが将来にわたって、共に支え合って生きようとする意欲や態度を育てることが求められています。

学校では、自分たちのまわりや自分の住む地域にも福祉に関する課題があることに気づき、地域に住む一員として、その課題解決に取り組もうとする気持ちを育てることが必要です。

防災教育の推進

災害等から自分の命を守るためには、自ら考え行動する力が求められています。

しかし、中には避難する態度が身に付いていない児童生徒もいることから、繰り返し訓練を実施し、主体性のある子どもを育成することが大切です。

【施策方針と主な取組】

○環境教育の推進

学校、家庭、地域と連携し、子どもたちの身近な問題から考え、課題解決に取り組めるよう努めます。

- ・SDGs – ESD の考え方を生かした学習活動の推進に努めます。
- ・「富山 ESD 講座」における教職員の研修・学校間交流を行います。
- ・「SDGs – ESD シンポジウム」を開催します。
- ・ユネスコスクール^(※)を増やします。

※ ユネスコスクール

- … ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、
(1) 地球規模の問題に対する国連システムの理解、(2) 人権、民主主義の理解と促進、
(3) 異文化理解、(4) 環境教育、といったテーマについて、質の高い教育を実践する学校。

(SDGs – ESD 推進事業)

環境に関する見方や考え方を育むため、自ら問題を見つけ、検証していく問題解決的な学習(PBL)を工夫し、環境や環境問題を統合的に把握できるようにします。

- ・各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特性に応じ、環境に関する学習を計画的に行います。
- ・環境に働きかける実践力を育むため、富山市エコタウン等の環境に係る施設への訪問や、出前授業等で専門家による講演を実施します。

(環境に関する学習の推進)

○福祉教育の推進（再掲）

子どもたちが自らを見つめ、生きがいや思いやりの心を持ち、共に支え合ってよりよく生きようとする意欲や態度を育てます。

- ・各学校で、教科等の関連を図り、福祉に関する学習内容や活動を指導計画に位置づけます。
- ・福祉施設訪問、交流活動、募金活動等、幅広く多様な体験活動を行います。
- ・学校と家庭、地域、関係機関との連携を図ります。

(福祉に関する学習や活動の実施（再掲）)

○防災教育の推進

児童生徒が自分の命を守るための資質や能力を身に付け、緊急時においても冷静に行動できるように取り組みます。また、各学校で作成する危機管理マニュアルを実情に合わせて見直し、改善を図るよう指導します。

- ・各学校において、火災・自然災害等を想定した避難誘導訓練を行い、実践を振り返り、より実効性のある危機管理マニュアルになるよう、見直しや改善を図ります。

(危機管理マニュアルの周知、避難誘導訓練の実施)

2 基本的な方向2 多様な学びの場の提供及び質の高い学校教育環境の整備

【目標（目指すべき成果）】

子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられていること

(1) 多様な教育ニーズ及び支援を必要とする子どもへの対応

【現状と課題】

いじめなどの悩みを抱える子どもへの支援

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる問題であり、いじめる側といじめられる側が入れ替わるなど、大人からは見えにくい場合が多く、子どもの人権に直接つながる深刻な問題でもあります。いじめ問題については、悩みや不安等の心理的ストレスに加え、家庭環境が要因になるなど複雑化するとともに、問題解決にあたっての困難度が増しており、一人ひとりがお互いを多様な存在として認め、いじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけが求められています。

いじめや不登校、児童虐待等の原因は、子ども本人や保護者だけに求めても完全に解決することはできません。そのため、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いながら、関係機関とのネットワークを活用して問題を抱える子どもや保護者に支援を行うスクールソーシャルワーカー^(※1)や、臨床心理について高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー^(※2)、その他用意されている様々な外部人材を各学校に配置することで、いじめや不登校、児童虐待等の解決を図るなど、きめ細かい支援体制を構築していくことが大切です。

※1 スクールソーシャルワーカー

… 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家。

※2 スクールカウンセラー

… 児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者で、児童生徒、保護者、教職員の当面する悩みなどについて相談に応じ、適切な指導・助言を行う者。

不登校児童生徒への支援

本市における長期欠席児童生徒の人数は、過去5年間で増加の一途をたどっています。令和5年3月には文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン^(※)）」が発出され、各機関が連携を図りながら不登校対策の一層の充実に取り組むことが求められています。心身に不調のある子どもに気づいて対応できるかどうかは、日頃の児童生徒の観察はもとより、教員の経験にも左右されると指摘されてきました。心身の不調が原因となって不登校になる前に、小さなSOSに早期に気づいて「チーム学校」による組織的な支援を実施することが求められています。

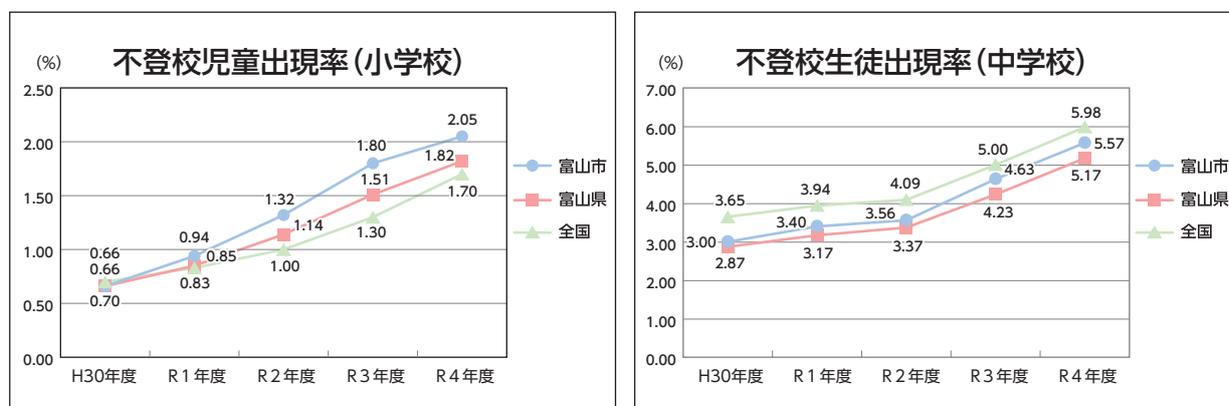
不登校児童生徒のうち、市の不登校児童・生徒支援事業につながった児童生徒の割合は令和4年度で17%程度であり、家から出ることができないと考えられる不登校児童生徒に対する支援は喫緊の課題です。そのため、適応指導教室や校内適応指導教室等、子どもたちにとって安心できる居場所づくりが必要です。

また、個々の実態に応じた柔軟なカリキュラムを組むことができる「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」が、子どもたちの多様な学びの場の新たな選択肢の一つとして、期待されています。

※ COCOLO プラン

… 不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するために国が掲げたプラン。

■不登校の現状



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

特別な支援を必要とする子どもへの支援

障害者が積極的に参加し貢献できる社会の実現が求められている中で、学校においても、個別の教育的ニーズのある子どもが、自立と将来の社会参加を見据えて、他の子どもと同じ場で共に学ぶ環境を整えることが求められています。

特別支援学級に在籍する子どもや、通常の学級において「授業に集中できない」「友達とうまくかかわれない」「感情のコントロールがうまくできない」などの特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあります。こうした特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの障害の状態や発達段階に応じた個別の指導・支援の充実が課題となっています。

外国人の子どもについては、国籍に関わらず日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、その母語も多様化しています。多文化共生、人権尊重の精神を育みながら、日本語指導が必要な児童生徒の特性の伸長・活用を図ることが求められています。

【施策方針と主な取組】

○いじめなどの悩みを抱える子どもへの支援

いじめが全ての児童生徒に関わることであり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であるという認識に立ち、いじめ防止等の対策について、市、学校、家庭、地域住民及びその他関係機関と連携して取り組みます。

- ・「富山市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を受け、「富山市いじめ問題対策連絡協議会」「富山市教育委員会いじめ問題対策委員会」を設置し、関係機関及び団体との連携を図ります。
- ・「いじめ防止対策推進法」「富山市いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ防止等に取り組みます。

(いじめ問題対策連絡協議会開催事業)

スクールソーシャルワーカーの配置により、子どもや保護者を取り巻く環境に働きかけ、教職員、関係機関との連携を図りながら、子どもの健やかな成長を実現できるよう支援を進めます。特に家庭訪問による相談活動を重視し、子どもだけではなく、家庭への働きかけを行います。その中でも、学校と家庭、地域、関係機関の連携を特に重視して活動します。

- ・問題を抱えた子ども、家庭等への訪問相談を行い、子どもの心身ともに安定した生活をめざして、助言や支援を行うため、スクールソーシャルワーカーの適切な配置を行います。
- ・実効的な組織体制の構築及び対応を徹底するため、いじめまたはいじめが疑われる事案が発生した場合は、早期にいじめ対策委員会を開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等がいじめ対策委員会等に参画し、より組織的な体制を構築して対応に当たります。

(スクールソーシャルワーカー配置事業)

スクールカウンセラーの配置により、子どもたちが規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心をもった豊かな人間性を育み、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域、関係機関の連携を図りながら、問題行動の解消と未然防止に努めます。

- ・児童、保護者、教職員にカウンセリングを行うことで、いじめ、暴力行為等の問題行動、不登校の解消を図るため、スクールカウンセラーを適切に配置します。

(スクールカウンセラー配置事業)

○不登校児童生徒への支援

学校が不登校や長期欠席の早期把握に努め、家庭や関係機関と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する支援体制を確立するとともに、学校等の取組を支援するための教育条件等の整備を進めます。

- ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、不登校児童生徒やその保護者との教育相談体制を整備します。
- ・校内適応指導教室について、機能等の拡充に向けた見直しを検討します。
- ・市内2箇所に適応指導教室を設置し、不登校児童生徒の集団生活への適応力を高め、社会的自立に向けた支援を行います。
- ・いじめや教員による不適切な指導が不登校の原因になっている場合、児童生徒または保護者の希望により、学校と連携した教育的配慮の下で就学指定校の変更や区域外就学を認めるなどの対応を行います。
- ・市内の社会教育施設において、不登校児童生徒の主体性を涵養し、居場所を創出するための体験活動を実施し、不登校児童生徒のニーズに合った活動とするため、活動場所と内容を見直すアンケートを実施します。
- ・不登校児童生徒の保護者が幅広く情報を得られるよう、民間フリースクール等と連携した不登校相談会を実施します。

(不登校児童生徒・保護者支援)

学習に関するデータや定期検診、毎日の健康観察、食習慣に関するデータ、周囲との関係に関するデータ、日々の端末の使用履歴等を連携させることで、これまで見つけることが難しかった潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に発見し、必要な支援を行います。

- ・保健機能で管理される検診結果や病歴、保健室の来室等に関する記録、定期的実施するアンケート等による学校生活に関する調査、インターネットへのアクセスログ、語句や画像、動画等の検索・閲覧履歴（興味・関心）等の複数のデータを組み合わせることで、児童生徒の心の状態を早期に捉えます。
- ・データの収集・分析を通して、「どのようなデータを集めるか」「どのデータを組み合わせるか」「どのようなタイミングで分析を行うか」などを検証し、潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に発見するとともに、適切な支援につなげます。
- ・データ分析によって可視化できる課題について、他の自治体や大学の有識者等の意見をもとに研究します。

(データ分析による不登校の未然防止)

令和5年度に実施する学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置に向けた調査業務等の結果を踏まえ、市として学びの多様化学校を設置する方針が決定した場合は、本市の特性に応じた運営方法や規模、学校形態等を検討し、多角的な視点から、これらに適した候補地を選定した上で、施設整備や教職員の配置、教育課程の編成を行い、設置に向けた具体的な取組を進めます。

- ・学校型や分教室型などの形態、クラス数や教職員等の適正な規模、立地等について検討します。
- ・学びの多様化学校の設置方針等に沿った候補地を決定したうえで、地元説明、施設整備、教育課程の編成等について検討します。
- ・開校に向けた準備体制を構築し、具体的な取組を実施します。

(学びの多様化学校設置検討事業)

通級児童生徒が、自身の気持ちを大切にしながら、学習やスポーツ、遊び、その他体験的な活動を行い、人とかかわる力や社会的に自立する力を身に付けるために効果的な適応指導教室の運営を行います。

- ・適応指導教室（通称：MAP）通級生による学び合い等、イェナプラン教育の要素を取り入れ、学習と人間関係づくりを意識した運営に努めます。
- ・適応指導教室において ICT 機器を利用し、学習の補充やプログラミング教育等を促進します。
- ・不登校児童生徒支援事業「体験活動」参加者との交流を通して、社会とかかわる気持ちを高めます。
- ・適応指導教室に関する学校説明会の開催、保護者対象の不登校相談会での周知を図ります。また、保護者連絡システム tetoru を使って全保護者へリーフレットを配信するなど、適応指導教室の周知に努めます。

(適応指導教室運営事務)



適応指導教室（MAP 豊田）

○特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、きめ細かく対応できる体制を整えます。

- ・富山市特別支援連携協議会を設置し、学校や関係機関との連携を図ります。
- ・保護者に対しては特別支援に関する相談会を、学校に対しては担当臨床心理士による訪問相談を、教員に対しては特別支援教育に関する研修会を実施します。

(特別支援教育総合推進事業)

通常の学級で特別な支援を必要とする子どもたちの個々の教育的ニーズに対し、よりきめ細かく対応できる体制を整えます。

- ・個別支援の必要度が高い学校にスクールサポーターを配置し、適切に子どもたちとかわることで、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

(スクールサポーター配置事業)

学習障害児、注意欠陥・多動性障害児、高機能自閉症児や障害のある子ども等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒等に対する指導の充実を図るため、ボランティアを配置し、学級担任と協力して学校生活の補助などを行い、指導の効果を高めます。

- ・本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある人を学校長・園長が「障害児支援活動推進ボランティア」として選考し、特別な教育的支援が必要な幼児・児童生徒の実態に応じて、市内の小・中学校及び幼稚園に配置します。

(障害児支援活動推進事業)

○外国人児童生徒教育

グローバル化が進む中、本市に在住する外国人の児童生徒に対して、初歩的な日本語を含む生活適応のサポートや学校の受入体制等の支援に努めます。

- ・日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小・中学校に、市費日本語指導支援講師、県費日本語指導教員、県費外国人相談員を配置します。

(日本語指導教室事業)

【参考指標（数値目標）】

○不登校児童生徒への支援

指標の名称	不登校児童生徒の割合		
指標の説明	「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づく不登校(30日以上欠席)児童生徒数の割合(1,000人あたり)		
目標設定の考え方	スクールソーシャルワーカーや校内適応指導教室指導員等の支援により、不登校児童生徒数の減少を目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R5 見込)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10年後 (R15 年度) の姿
	小 31.7% 中 71.1%	小 27.4% 中 55.1%	小 18.3% 中 36.7%

(2) 教員の資質能力向上と学校の働き方改革の推進

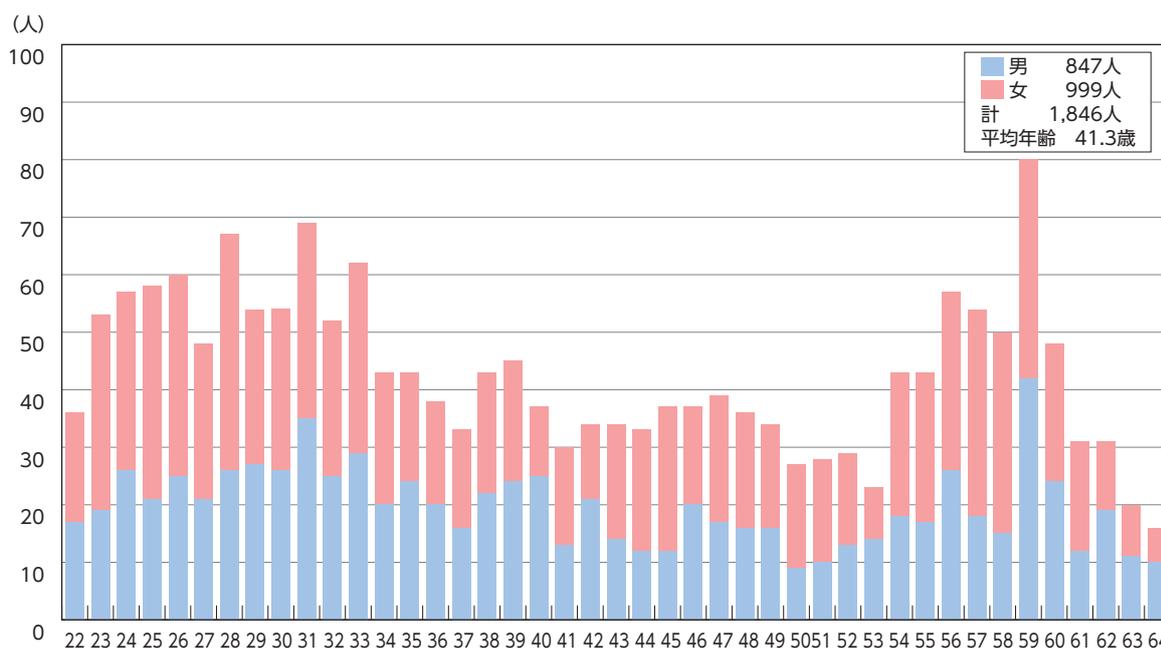
【現状と課題】

教員の資質能力向上のための研修の充実

本市では、教職員人事権の中核市への移譲を見据え、主体的で質の高い学校教育を実現する必要があることから、教職員研修については市教育委員会が全面実施しています。社会の変化が加速する中で、社会人として求められる能力と教育公務員としての新たな知識・技能の習得等、学び続ける姿勢の必要性が高まっています。また、教員の大量退職に伴い、若手教員の増加が続いており、ベテラン教員の授業技術等の継承とともに、若手教員を育成していくための研修を充実させることが重要です。

教職員研修については、受講者に行ったアンケートの回答から研修会への高い満足度がうかがえ、一定の成果が見られます。研修会では、講義と演習をバランスよく取り入れるなど、受講者が主体的に研修に参加できるよう運営を工夫し、それぞれの研修会において受講者の更なる積極的な姿勢を促していく必要があります。また、学級経営や不登校について悩みを抱えている教員が多いことから、研修会において、日頃の悩みを互いに聴き合う場の必要性も高まっています。

■富山市小・中学校教員の年齢別（男・女）グラフ（令和5年4月1日現在）



小学校教科担任制や学校再編による小中一貫校、義務教育学校の導入等、義務教育9年間を見通した教育を実践することや、非認知能力の育成、ICT環境の整備により、「新しい教育のかたち」に適した指導を工夫していくことの重要性がより一層求められることから、本市全ての教員が小・中学校のいずれに配置されても、円滑に教育活動を行うことができるよう、教員一人ひとりの指導力の向上を図ることが求められています。

外国語の指導については、小学校3、4年生からの外国語活動や小学校5、6年生の外国語科の実施に伴い、英語科の免許を持たない小学校教員にも、英語指導力の向上が広く求められています。また、人権教育については、社会が多様化し変化していく中、人権に関する正しい理解を深めるとともに、自他敬愛の態度の育成を図ることが大切です。

学校の働き方改革の推進

教員の多忙化が進む中、教員数が少ない学校では、一人当たりの業務量が多くなっています。また、障害のある児童生徒、配慮を要する児童生徒を支援するニーズも高まっています。しかしながら、教員のなり手不足、ベテラン教諭の大量定年退職により教員不足が深刻化しています。

校務の効率化という面では、校務支援システム^(※)の効果的な活用が挙げられており、成績処理については、複数の法定表簿等のデータ（出席簿、児童名簿、あゆみ、指導要録）が連携されているため、作業時間の短縮につながっています。また、掲示板機能を活用することで、教育委員会・学校間だけでなく、学校内での情報共有が簡易に行えます。一方で、学校には情報伝達手段が複数ある状態であり、業務効率化の観点から、機能の一元化を図る必要があります。

※ 校務支援システム

… 教務系（成績処理、出欠管理、時数等）、保健系（健康診断表、保健室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有するシステム

教員の勤務実態については、全小・中学校において「教職員出退勤管理システム」を運用し、出退勤時刻をICカードで打刻することで、時間外在校等時間を把握しています。多くの教員が国の指針を大幅に超えて時間外勤務の労働をしているため、過度な負担がかかっていたり、特定の教員の長時間勤務が常態化している状況を改善することが求められています。

教員が、長時間勤務によって常に疲れた状態では、児童生徒と元気な状態で向き合うことができないため、教育の質の低下を招きかねません。そのため、教員自身のストレスへの気づきを促すため、労働安全衛生法に基づいたストレスチェックを実施し、精神的な心のケアや教職員の精神疾患による休職の未然防止対策につなげていく必要があります。

学校で起こるいじめや不登校等の問題や保護者対応については、教員だけでは解決できない、法的な視点に基づいた助言を得なければならない複雑な問題も発生しています。このような問題に対してより適切に対応するため、スクールロイヤー制度の充実を図ることが課題となっています。

部活動においては、中学校の部活動（スポーツ・文化等）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員を配置することで、学校における部活動の指導体制の充実と教職員の負担軽減を図っています。

また、教員の働き方改革と持続可能な部活動運営を推進するため、休日の部活動の段階的な地域移行が求められている中、令和4年度には、スポーツ庁が実施する「地域運動部活動推進事業」の採択を受け、拠点校での実践研究を実施しました。

実践研究を通して、「活動場所や指導者の確保」「地域クラブと学校間の連携」などの課題が浮き彫りとなりました。今後は、こういった課題を解決しながら地域移行の可能性について検証していく必要があります。

一人1台端末の活用推進

一人1台端末について、令和5年度は「日常化する」を合い言葉に、授業と校務での活用に関する研修を行い、優れた実践事例を集めてデータベース化して市内教職員と共有し、活用の推進を図っています。しかし、端末の活用が進んだ学校がある一方で、活用が進んでいない学校があるなど格差が見られます。

また、一人1台端末の活用状況については、小学校高学年の活用頻度が最も高く、スマートフォンを所持している割合も年々増加していることから、子どもたちには、情報社会について正しく理解し、情報環境との適切な向き合い方を身に付けることが求められています。

教育実践の改善に向けた学校訪問等の充実

各学校（園）の教育目標を実現するため、市や県の指導方針に沿った学校（園）経営及び教育指導や研修、当面する課題等に関して指導・助言を行う学校訪問研修会を行っています。訪問により教育実践の効果を高めることができるだけでなく、各学校の取組を把握することに効果的であるため、今後も継続して実施します。

また、小・中学校では、これまでも、小学校卒業から中学校入学への移行期において、子どもがギャップを感じることなく、安心して中学校生活を送ることができるよう、小中連携を図り、学習指導、生徒指導等において教職員間の情報交換を行うとともに、児童生徒の交流活動を進めています。

本市では、学習指導の点で、小・中学校での9年間の学びを一体のものと捉え、発達段階を踏まえた一貫性のある継続的な指導が大切であると考えており、小中連携等による学力向上に取り組んでいます。そうした取組を通して、小・中学校が共通の目標を立て、系統性を明確にした学習を行うことは、子どもの学力向上に結びつくことが明らかになってきています。

今後も、子どもたちのさらなる学力向上を目指し、課題を明らかにして、指導の改善に取り組んでいくことが大切です。

【施策方針と主な取組】

○教職員研修の充実

新しい時代の学校教育の実現に向けて、自らの指導力や人間性を高めるため、常に学び続ける教師となるよう教職員研修の充実を図ります。また、「富山県公立学校の教員等の資質向上のための指標」の改訂に基づき、研修体系を再構築します。

- ・学校現場のニーズを的確に把握して、研修会を企画・運営・実施します。
- ・学んだことについて共有し、教員同士の横のつながりをつくることができるように、演習の場を積極的に取り入れます。
- ・発達段階を踏まえた一貫性のある学びを充実させるため、幼小中の連携や交流を取り入れます。
- ・教員の負担を考慮し、同時双方向型またはオンデマンド型のオンライン研修を導入します。

(教職員研修事業／幼稚園研修事業／研修事業)



教職員研修会の様子

人との出会いや豊かな経験を体験することで、人間性や社会性を高める教職員研修の充実を図ります。

- ・「とやま教師塾」を企画・運営・実施します。
- ・中堅教員を対象の中心として、中堅教員の自主研修にふさわしいゼミナール内容（教員としての資質向上と幅広い人間性の形成を図る）を企画します。

(とやま教師塾事業)

教職員一人ひとりが人権尊重の理念を認識し、差別や偏見を許さない態度で指導に当たるよう、管理職の研修の充実を図ります。各校においても、人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、子どもと教職員の人権意識が高まる指導の充実を図ります。

- ・管理職研修の演習課題に位置づけ、体罰の禁止への理解と意識の高揚を図ります。
- ・体罰の禁止について定期的に通知し周知を図るとともに、各校において校内等研修で活用します。

(体罰防止に関する研修会の実施)

「富山市学校教育指導方針」の重点事項である「主体性のある子どもの育成」に向けた取組を推進するため、小・中学校の教職員が「主体的な学び」について理解を深める自主研修を設定します。各自が個人研修課題をもち、各学校において先導的なリーダーとして、「主体的な学び」に向けた実践を進められるよう研修の充実を図ります。

- ・「イエナプラン的教育」「問題解決的な学習（PBL）」「端末の活用」等、主体的な学びを支えるこれらの内容を含めて個人研修課題を設定し、授業構想や授業公開をするなど、より具体的な学びの場を提供します。
- ・推進校、推進モデル校等の授業公開を通して、教員が互いに学び合う研修を実施します。

（主体性を育む研修会事業（再掲））

富山市立外国語専門学校や ALT 等（ネイティブスピーカー）による 3 日間の「小学校外国語夏期集中研修会」を実施し、様々なワークショップを通して小学校の教員の実践的な授業力向上を図ります。

- ・ワークショップでは、学習者の立場で指導方法を体験し、クラスルームイングリッシュや分かりやすい英語の使い方、模擬授業を体験するなど、英語で英語を学ぶことの意義やコミュニケーションを図ることの楽しさを学びます。
- ・受講者は、受講後、勤務校における学校全体の指導力向上に向けて伝達講習や授業公開等を実施し報告します。

（小学校教員語学研修事業）

いじめや不登校等、今日的課題に焦点をあてた研修を行い、講師より指導や助言を得るとともに、児童生徒が自己実現を目指し、且つ、互いに認め合う学級経営が行われるよう、研修内容のさらなる充実を図ります。

- ・外部講師や臨床心理士を講師に迎え、事例を通して学ぶ機会を設けます。
- ・外部講師を招いた研修会と授業研究を関連づけた研修内容を取り入れます。

（児童・生徒理解研修事業）

日頃から教員自身が人権感覚の高揚に努め、子どもたちの身近な問題から人権について考えたり、体験的な学習を積極的に取り入れるなど課題解決に取り組みます。

- ・人権教育や人権教育推進研修会、人権教育の指導事例集の発刊等を通して、児童生徒、教職員の人権意識を高めるとともに、一人ひとりがかげがえのない存在であることを自覚し、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てます。

（人権尊重教育事業（再掲））

○教員の負担軽減に向けた対策

校務支援システムや汎用クラウドツールを効果的に活用することで、校務の効率化や教職員の負担軽減を図ります。

- ・ 継続して校務支援システムや汎用クラウドツールを効果的に活用する方法を各学校へ周知し、さらなる校務の効率化を図ります。
- ・ 校務支援システムのクラウド移行やデータ連携への準備を進めます。
- ・ 複数ある情報伝達手段を最適化することにより、業務の効率化を図ります。

<年次計画>

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
教員の負担軽減に向けた対策（校務支援システムや汎用クラウドツールの活用）	クラウド化検討	校務支援システムのクラウド移行 情報伝達手段の最適化			

(校務支援システムの活用)

複式学級のある小規模学校に学習補助員を配置することで、教員数が少ない学校の運営を支援し、学校教育の充実を図ります。また、障害のある児童生徒、配慮を要する児童生徒、特別支援学級に多数の在籍者がいる学校にスクールサポーターを配置することで、一人ひとりのニーズに応じた支援を行えるよう努めます。

- ・ 複式学級のある小規模学校において、学習補助員を配置することで、担任の授業補助を行い、スムーズに学習を進めていくよう支援します。
- ・ 必要度の高い学校にスクールサポーターを配置し、適切に子どもたちとかわかることで、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

(学習補助員やスクールサポーターの配置)

教員の時間外在校等時間の上限について、「月 45 時間、年 360 時間」とする国の指針に沿って、勤務時間を適切に把握し、勤務状況の報告を分析し、業務の縮減や効率化に向けた指導・助言に努めます。

- ・ 学校の管理職は、教員の時間外在校等時間の実態を客観的に把握し、① 1 か月で 100 時間を超えた教員、② 2 か月連続で 80 時間を超えた教員、③ 1 か月で 100 時間もしくは 2 か月連続で 80 時間を超えていないが、疲労の蓄積等から健康に不安がある教員については、医師等による面談の希望の有無を確認します。
- ・ 教員が心身ともに健康に働く環境を整えるために、面談状況や長時間勤務になる要因、学校が考える改善に向けた具体的な手立て等を確認します。
- ・ 各学校においては、業務の見直しによる業務の縮減や効率化を推進するほか、近隣校等のグループによる事務の共同化の推進などにより、学校現場の多忙化の解消を図ります。

(教員の勤務実態の把握)

教職員のストレスの程度を把握し、教職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを目指し、教職員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止する一次予防を図ります。

- ・ストレスチェック（57項目）を実施し、受検者に対してストレスチェック個人結果を通知するとともに、高ストレス者に対しては、医師による面接指導を勧奨します。
- ・集団ごとの集計及び分析は、業務改善や研修等に活用します。

（教職員のストレスチェックの実施）

いじめや不登校、保護者対応等の諸問題に対して、教員がどのように対応したらよいかを法的な視点から助言するスクールロイヤー制度を設け、教員の資質能力の向上や教員の負担軽減につなげます。

- ・学校で起こるいじめや不登校等の問題や保護者対応に対して、学校とスクールロイヤーとの相談体制の構築に努めます。

（スクールロイヤー事業）

部活動指導員の配置により、教員が授業の準備や教材研究のほか、生徒会や委員会活動、生徒指導など、生徒と向き合う時間の確保につながっていることから、今後も教職員の負担軽減と部活動の指導体制の充実を図ります。

- ・各校の実態や部活動指導員の配置希望調査を実施します。
- ・希望調査等をもとに、未配置の学校を優先的に配置し、適正化を図ります。
- ・資質向上のため、研修会を実施します。

（部活動指導員配置事業）

令和5年度は、「地域部活動推進事業」の採択を受け、運動部活動では2校の拠点校、文化部活動では1校の拠点校を指定しています。令和4年度の実践研究で見えてきた課題の解決を図りながら、地域移行の可能性について検証していきます。

- ・各拠点校に、学校と地域や関係団体との連絡や調整を行うコーディネーターを配置します。
- ・検討会議を開催し、進捗状況の確認や検討事項の洗い出し等を行いながら地域移行の在り方を探ります。
- ・各拠点校において関係生徒、保護者、教員を対象にしたアンケートにより成果と課題を検証します。
- ・上記3つの検証結果を、市内全中学校に情報を提供することで、各学校が地域移行に必要な条件を整理し、環境が整った部活動から順次、地域移行に取り組んでもらえるよう、持続可能な部活動としての支援に努めます。

（地域部活動推進事業）

○一人1台端末の活用

市内全教員の端末活用のスキル向上と市内の小・中学校における端末活用を推進します。

- ・ GIGA スクール構想推進校及び推進モデル校、研究指定校による授業公開や実践事例を提供します。
- ・ 効果的な活用に関する教職員研修を充実させます。
- ・ 実践事例を集めたデータベースを更に充実させて共有します。

<年次計画>

一人1台端末の活用	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
	効果的に使う	授業と校務における端末活用の更なる推進			

(情報教育推進事業)

○情報モラル教育の推進（再掲）

子どもたちが情報社会で適切な活動を行うための基礎となる考え方と態度を育成します。

- ・ 講座後のアンケート結果を学校と共有することで個別の指導に生かします。
- ・ 4年次教員研修「情報モラル教育に関する研修会」を行い、教員の指導力向上を図ります。
- ・ 生成AIについては、情報を収集し、国の方針に従って適切に対応します。

(情報モラル教育の推進（再掲）)

○学校訪問研修会の実施

各学校（園）の主体性を尊重し、幼児・児童生徒一人ひとりを大切にした魅力ある学校（園）経営がなされるように指導・援助すること、各学校（園）が当面する課題について、計画的、継続的、累積的に指導・援助し、校内研修のねらいが重点化、焦点化され、教育実践の効果が高まるようにすること、家庭・地域社会に開かれた学校（園）づくりとなるよう指導・援助することを基本方針として、学校訪問研修会を行います。

- ・ 通常訪問研修は、各学校（園）につき隔年で実施し、指導主事等が授業や学校運営等に関して指導助言を行います。
- ・ 教育長等訪問は、通常訪問研修と兼ねて全小・中学校、幼稚園で実施し、教育長等が学校参観、校長との面談を実施します。

(指導主事等による学校訪問の実施)

○小・中学校の連携（再掲）

各種調査結果やこれまでの小中連携を中心とした学力向上実践拠点校の取組を参考に、小・中学校9年間の学びを通した目標を設定・共有し、方策を立てて取り組みます。また、学校の実態に応じた連携のための組織づくり、連携内容を研究し、確かな学力の育成を図るための実践を行うとともに、その研究の成果について小・中学校に普及を図ります。

- ・市教育委員会として実践研究拠点校を中学校区で指定し、拠点校が効果的な小中連携の取組を実施できるよう、必要な指導・助言を行います。また、拠点校の実践事例や研究成果の普及に努め、教員の指導力の向上を図ります。

(指導力向上推進事業（再掲）)

【参考指標（数値目標）】

○教員の負担軽減に向けた対策

指標の名称	時間外在校等時間が長時間に及ぶ教員の人数		
指標の説明	時間外在校等時間が月 100 時間以上および 2 か月連続で月 80 時間を超える教員の 1 年間の延べ人数		
目標設定の考え方	時間外在校等時間が長時間に及ぶ教員の人数が 0 人となることを目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10 年度) の姿 (目標数値)	10 年後 (R15 年度) の姿
	月 100 時間以上 193 人 月 100 時間未満かつ 2 か月連続月 80 時間以上 258 人 ※ 1 年間の延べ人数	0 人	0 人

(3) ICTを活用した教育環境の整備

【現状と課題】

教育ICT機器等の整備

ICTを活用した教育環境の整備については、令和2年度までに、一人1台端末を配備し、全ての小・中学校において、校内通信ネットワークの改修や無線LAN環境の整備、普通教室へのパソコン用充電保管庫を設置しました。また、接続の状況を注視し、ネットワークの増強を進めています。

しかし、学校内外で行うオンライン会議システム等の接続が不安定なこともあることから、その原因の解明と改善が求められています。

また、「教育の情報化」を目指し、学校におけるICT環境の整備を進めるとともに、ICT支援員の派遣や、高等学校の「情報」等への速やかな対応及びICT機器活用の促進を図っていく必要があります。

教育データの利活用

学校における教育ネットワーク環境については、校務系、校務外部系、学習系システムの三層分離の構造によるセキュリティの高い環境となっています。しかし、それぞれのシステム間のデータ連携が容易ではないことや複雑な操作性が課題となっています。



一人1台端末を活用した授業の様子

【施策方針と主な取組】

○教育 ICT 機器等の整備・充実

一人1台端末の活用によって増加するデータ通信量等を注視し、通信ネットワークの増強等、適宜、必要な措置を講じます。

- ・接続状況の調査から不具合原因を特定し、改善措置を実行します。

(学校教育情報化推進事業)

学校における ICT 機器の活用を推進するため、ICT 支援員を派遣します。

また、高等学校の「情報」の授業へのスムーズな接続を図るため、異校種の接続を意識した研修やプログラミング教材の貸し出し等を行います。

- ・ICT 支援員が月1回程度小・中学校を訪問し、ICT に関する授業支援や教職員向けの研修を行います。
- ・高等学校の「情報」の授業へのスムーズな接続を目指した小学校教員、中学校技術科担当教員を対象としたプログラミング教育に関する研修を実施します。
- ・プログラミング教育の実施を進めるため、教材を貸し出すとともに、学校のニーズに合わせた教材を購入します。

(ICT 活用推進事業)

○教育データの利活用

セキュリティを確保した上で、一人1台端末で生成される教育データを利活用し、児童生徒への支援の充実と個別最適な学びの更なる実現を目指します。

- ・学習に関するデータと保健データ、周囲との関係に関するデータ、日々の端末使用履歴等を連携させ、潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に発見し、必要な支援を行います。
- ・学習成績等のデータと一人1台端末から収集可能な学習履歴等のデータを連携させることで、学習のつまづきを正確に把握したきめ細やかな支援を行います。

<年次計画>

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
教育データの利活用	データ連携に必要な環境の構築		データ連携に必要な情報の精選及び検証		

(教育ネットワーク環境の整備)

(4) 家庭の経済状況や地理的条件への対応

【現状と課題】

経済的困難を抱える家庭への支援

保護者の離職等による困窮や生活水準の格差など、社会情勢の変化は子どもたちの教育環境にも大きな影響を与えています。

家庭の経済的状況に関わらず、すべての子どもが安心して教育を受けることができるよう、経済的な支援が求められています。

地理的条件に対する支援

学校統合により通学距離が延びるなど、通学負担が増えることになった児童生徒の負担軽減を図るため、地域の実情に応じて、スクールバスの運行や通学費の補助等を行っています。

スクールバス等の導入により、通学時における安全の確保や負担の軽減が図られる一方で、子どもの体力の低下等が懸念されます。

【施策方針と主な取組】

○就学援助の実施

就学に必要な費用の一部を援助し、保護者負担の軽減を図ります。

- ・学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費等の援助を行います。

(小学校／中学校就学援助事業)

○通学支援

学校の統合等により、遠距離通学をする児童生徒の負担軽減を図ります。

- ・地域の実情に応じて、スクールバスの運行や通学費の補助を行います。

(スクールバス運行事業／児童生徒の通学費の補助)

(5) 学びの質を保障するための学校再編の推進

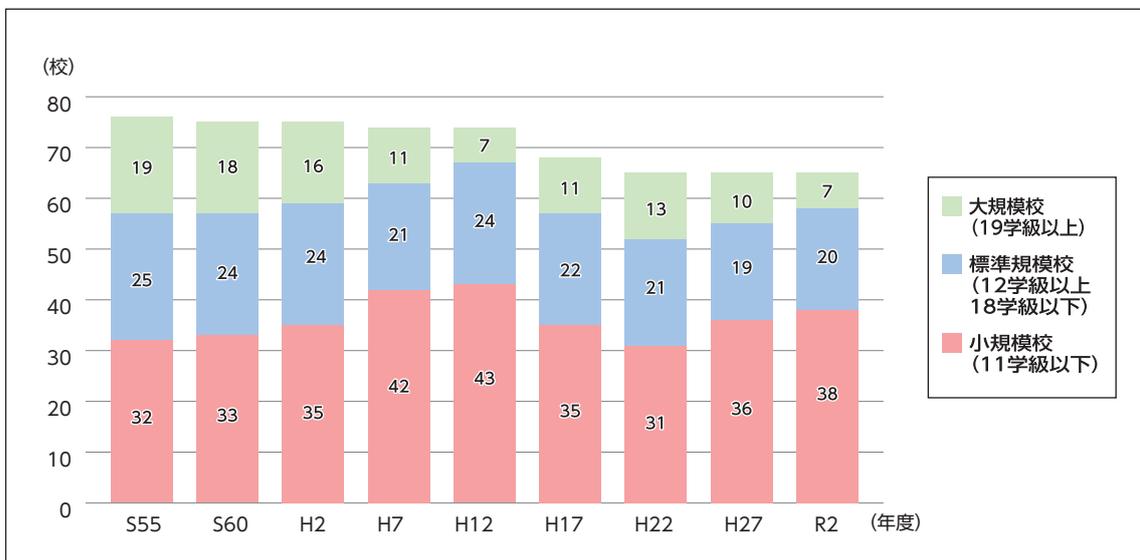
【現状と課題】

学校再編の推進

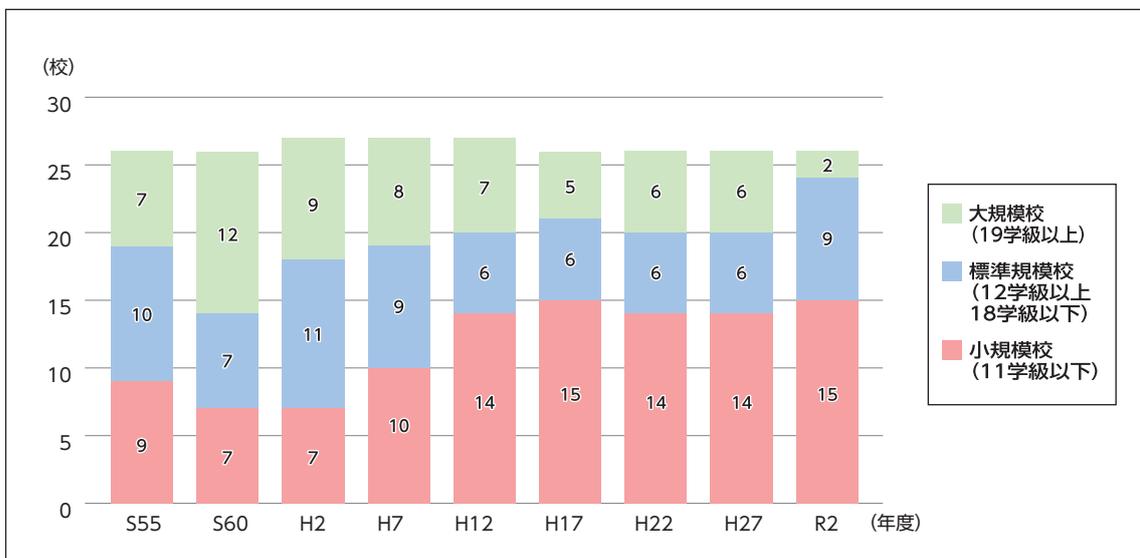
本市では、児童生徒数の減少に伴い、市立小・中学校の約6割が学校教育法施行規則で定める標準規模（12～18学級）を下回る小規模校となっており、今後も学校の小規模化が進んでいくことが想定されます。

特に、小学校では12学級を下回ると、「全ての学年でクラス替えができない可能性がある」、「クラス同士で切磋琢磨する教育活動ができない」、中学校では9学級を下回ると、「部活動の選択肢が少ない」、「専門教科の教員が確保できない（免許外指導の発生）」といった課題が生じるため、子どもの学びの質を保障するためにも、学校規模を適正に配置していく必要があります。

■学校規模別小学校数



■学校規模別中学校数



資料：富山市立小・中学校再編計画

小・中学校の学びの一体化

小学校から中学校へ進学する際に、急激な環境の変化が原因で学習につまずいたり、学校に馴染めず不登校傾向となってしまう生徒の増加、いわゆる「中一ギャップ」が全国的に課題となっています。その原因の一つとして、小学校から中学校に進学する際の接続が円滑なものとなっていないことが考えられ、小・中学校が連携した指導に取り組んでいくことにより、児童生徒のより良い学びを実現することが求められています。

幼稚園の適正配置

幼稚園の適正配置については、平成 21 年 5 月に策定した「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」に基づき、市立幼稚園の適正配置を推進し、平成 24 年 4 月までにすべての計画を達成しました。その後、当該推進計画で定めた「基本的な考え方」に基づいて、「今後の推進計画」を平成 25 年 5 月及び令和 2 年 5 月に策定し、保護者や地域住民の理解を得ながら、さらなる適正化に取り組み、すべての計画を達成した結果、現在の市立幼稚園は月岡・水橋・速星の 3 園となっています。

今後も、少子化の進行状況を踏まえつつ、幼児教育・保育の質的向上を図るための教育環境の整備を図る必要があります。

【施策方針と主な取組】

○学校再編の推進

これからの社会を生き抜く子どもたちの資質や能力を育むため、学校規模の適正化による教育環境の充実を進めます。

- ・学校再編について、保護者や地域との意見交換会を開催します。
- ・議論の熟度に応じた 3 つのステップで構成する地域協議会の設置を促進します。

(学校再編推進事業)

○義務教育学校の設置

本市では、小・中学校での 9 年間の学びを一体のものと捉え、小・中学校が連携した継続的な指導を推進しているほか、学校再編検討の際には、地域の実態を考慮し最も適切な方法を選ぶ前提で、一つの選択肢として義務教育学校（一人の校長と一つの教職員組織のもと、9 年間一貫した教育過程を編成し、系統的な教育を行うことができる学校）の設置を検討していきます。

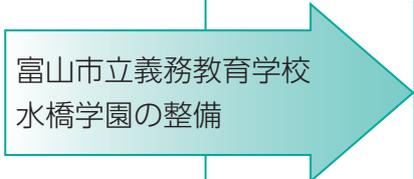
- ・令和 8 年 4 月の開校に向け、本市初の義務教育学校となる水橋学園の整備を推進します。



水橋学園外観（イメージ）

<年次計画>

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
義務教育学校の設置					



(統合校の新設事業)

○市立幼稚園の適正配置

市立幼稚園としての果たす役割や私立幼稚園及び認定こども園等との連携のあり方を考慮するとともに、行政が担うべき役割と責任を十分に見極めながら、健全で効率的な園経営に努めます。

令和 2 年 5 月策定の「今後の推進計画」において『現状維持』の方針とした 3 園について、今後の園児数や保護者ニーズの変化等に対応して、適宜、適正化について検討を行います。

- ・園児数の状況を注視するとともに、課題解決に向けた方策等の研究を行います。

(市立幼稚園の適正配置)

(6) 安心・安全な学校教育環境の整備

【現状と課題】

学校施設の整備と長寿命化

学校施設は、子どもが1日の大半を過ごす場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、老朽化した施設の改修が課題となっています。また、非構造部材については、経年劣化による設備や外壁の老朽化対策、建物屋上の雨漏りによる防水対策等が必要とされています。さらに、夏季の児童生徒の熱中症対策や学習環境改善のため、空調設備が設置されていない一部の特別教室への空調設備の設置が求められています。

加えて、本市の学校施設については、防災対策や社会情勢の変化に対応するため、耐震性の向上や普通教室へのエアコンの設置、全トイレの洋式化など、積極的に教育環境の改善と機能向上を図ってきましたが、今後は老朽化した施設の更新や適切な維持管理の継続が課題となっています。

安心・安全な学校教育環境の整備

本市では、子どもたちが健やかに成長し、学校・家庭・地域の連携のもと、安心・安全な学校教育環境の整備に努めています。現在、学校、地域、保護者、関係機関等が連携し、子どもたちの安全確保のための取組を進めているところですが、引き続き、その充実が求められています。

【施策方針と主な取組】

○学校施設の整備

全ての児童生徒にとって安全で快適な教育環境を創出するため、老朽化した施設の計画的な改修に努めます。さらに、夏季の児童生徒の熱中症対策及び学習環境の改善のため、空調設備が設置されていない一部の特別教室に空調設備を設置します。

また、学校による施設の日常点検に加え、建築士（有資格者）による学校施設の点検を3年毎に行い、危険箇所・危険の度合いに応じて改修工事を行います。

- ・老朽化した施設や設備の改修工事を実施するとともに、改修工事に併せてバリアフリー化も実施します。
- ・現在の児童生徒のニーズに合った校舎等の設置に努めます。
- ・空調設備が設置されていない一部の特別教室に空調設備を設置します。

(学校施設整備事業)

○学校施設の長寿命化

学校施設の点検結果に基づき、建物や設備に不具合等が生じる前に改修等を実施する「予防保全」を中心とした「予防改修」による計画的な維持管理を行います。

建物の物理的な不具合を解消し、建物の耐久性を高めるとともに、建物の機能や性能を現在の学校に求められている社会的要求水準まで引き上げる「長寿命化改修」を実施します。

- ・建物や設備に不具合が生じる前に、内外装材や設備等の改修・更新を行います。
- ・建物の耐久性を高めるために構造躯体の経年劣化の回復（コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等）、耐久性に優れた仕上げ材の使用、水道・電気・ガス管等のライフラインの更新を行います。

(長寿命化改良事業)

○通学路の安全対策（ソフト面）

防犯の専門家や警察官OB等をスクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）として委嘱し、各小学校を定期的に巡回させ、子どもが安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられるよう、教育環境の整備を進めます。

- ・スクールガード・リーダーが各学校区を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等について具体的に指導します。
- ・スクールガード・リーダーが防犯教室や講習会で講師として参加し、防犯教育を推進します。

（地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業）

3 基本的な方向3 保護者や地域との連携・協働による教育力の向上

【目標（目指すべき成果）】

子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育てていること

(1) 学校（園）・家庭・地域との連携・協働と開かれた学校づくり

【現状と課題】

地域や家庭とともにある開かれた学校づくり

コミュニティ・スクール^(※)については、平成27年度に2校を正式校としたことを皮切りに、令和3年度まで13校、令和4年度には88校、令和5年度には市内全ての小・中学校89校で81の学校運営協議会を設置しました。今後は、学校運営協議会において、さらに地域と目標やビジョンを共有しながら、地域とともにある学校づくりを進めていく必要があります。

学校（園）経営において、学校（園）自身が自らの教育活動を自己点検・自己評価するとともに、地域や保護者の声なども取り入れて、教育課程やそれを支える学校組織の在り方などを主体的に改善していくことが必要であることから、「富山市学校評価」を平成18年度から実施しています。

今後も、学校・家庭・地域の連携協力による学校（園）づくりを進めることを目指し、教育の質を保証し、その向上を図ることが必要です。

また、教員の働き方改革と持続可能な部活動運営を推進するため、休日の部活動の段階的な地域移行が求められています。令和4年度の拠点校での実践研究を通して、「活動場所や指導者の確保」「地域クラブと学校間の連携」などの課題が浮き彫りとなりました。今後も、地域と協力しながら部活動の地域移行を進めて行く必要があります。

※ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

… 保護者や地域住民が学校とともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

家庭での健全な食習慣

子どもの頃からの健全な食習慣の確立を図るため、子どもへの食育の取組を確実に推進していくことが全国的に課題となっています。そのためには、地方自治体が、望ましい食習慣や知識の習得、子どもの育成支援における共食等の食育推進などに取り組んでいくことが求められています。

地域での居場所づくり

子どもかがやき教室では、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校区毎に学校や社会教育施設を活用しながら子どもの居場所を確保し、地域の教育力を結集して、放課後や学校休業日にスポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施しています。地域の中で子どもが様々な活動ができるよう、子どもかがやき教室の充実がより求められています。

保護者や地域への広報・啓発

「主体性のある子どもの育成」や学校規模の適正化を中心とした「多様な学びの場の提供」を進めていくためには、保護者や地域との信頼関係を構築することが重要です。そのためには、様々な広報手法を取り入れながら、本市教育の取組について積極的、かつ、わかりやすく情報発信して理解を深める必要があります。

【施策方針と主な取組】

○コミュニティ・スクールの推進

学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めます。

- ・ コミュニティ・スクールの推進のため、先進的な事例の紹介や講演を通して、学校と地域とが一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の意義や学校運営協議会の組織づくり等への理解を深めるために学校管理職や運営協議会委員に向けた研修会を行います。

(コミュニティ・スクール事業)

○富山市学校評価（アクションプラン）の推進

富山市学校評価は、以下の4つの方針に基づいて取り組んでいます。

- ①学校（園）は、具体的かつ明確な共通・独自課題を設定し、実行・評価する。
 - ②保護者や地域住民が、教員の自己評価の結果について評価する機会をもつ。
 - ③共通・独自課題に掲げる目標や評価結果をホームページやたより等で公表する。
 - ④共通・独自課題に掲げる目標や評価結果を市教育委員会に報告する。
- ・ 市共通課題を「指標としての出席率の設定」とし、各学校の実情に応じて指標としての出席率を設定します。
 - ・ 各学校で具体的かつ明確な独自課題を設定し、校内で目標達成に向けて共通理解を図り、具体的な方策を立てて取り組みます。

(富山市学校評価システムの推進)

○部活動の地域連携の推進

令和5年度は、「地域部活動推進事業」の採択を受け、運動部活動では2校の拠点校、文化部活動では1校の拠点校を指定しています。令和4年度の実践研究で見えてきた課題の解決を図りながら、地域移行の可能性について検証していきます。

- ・各拠点校に、学校と地域や関係団体との連絡や調整を行うコーディネーターを配置します。
- ・検討会議を開催し、進捗状況の確認や検討事項の洗い出し等を行いながら地域移行の在り方を探ります。
- ・各拠点校において関係生徒、保護者、教員を対象にしたアンケートにより成果と課題を検証します。
- ・市内全中学校に情報を提供することで、各学校が地域移行に必要な条件を整理し、環境が整った部活動から順次、地域移行に取り組んでもらえるよう、持続可能な部活動としての支援に努めます。

(地域部活動推進事業(再掲))

○家庭での食習慣確立の推進

保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識の情報提供、食育に関する学習や体験活動などの支援を行い、学校と家庭、地域が連携した食育の推進を図ることにより、心身の健康づくりへの理解を深めます。

- ・保護者に対し、給食だよりやホームページなどを活用し、朝食を摂ることなど、望ましい食習慣に関する情報の提供や共食の呼びかけなどを行います。
- ・すこやか教室における栄養指導や、学校での食育活動への保護者の参加を促進します。

(家庭での健全な食習慣確立の促進)

○子どもかがやき教室の充実

子どもの安全で安心な居場所として、学校や公民館等を活用し、多様な体験活動や地域住民との交流活動を推進します。

- ・実施地区に向けては、指導員研修会などを利用し、様々な企画に取り組み、より魅力ある実施内容となるよう、事業の充実を図ります。
- ・未実施地区に向けては、地域の実情を把握しながら、事業の目的や他地域の取組を紹介し、実施を働きかけます。

(子どもかがやき教室事業)

○教育に対する理解醸成のための広報・啓発活動

本市が目指す学校教育及び学校再編の状況について、保護者に向けた効果的な広報活動を行います。

- ・保護者への啓発リーフレット「Sign」を配布します。(年4回程度)
- ・教育フォーラムを開催します。
- ・インターネット配信等により、本市教育の取組についての理解醸成を図ります。

(広報誌等の発行、学校説明会の開催)



保護者への啓発リーフレット「Sign」



富山市教育委員会 YouTube

【参考指標（数値目標）】

○家庭での食習慣確立の推進

指標の名称	朝食を摂る児童生徒の割合		
指標の説明	「とやまゲンキッズ作戦」アンケートにおいて、「朝食を毎日食べている」と回答する児童生徒の割合		
目標設定の考え方	富山県の目標数値を参考に、令和10年度までに小学生100%、中学生100%を目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10年度) の姿 (目標数値)	10年後 (R15年度) の姿
	小学生 98.9% 中学生 97.3%	小学生 100.0% 中学生 100.0%	小学生 100.0% 中学生 100.0%

○家庭での食習慣確立の推進

指標の名称	栄養バランスのよい朝食を摂る児童生徒の割合		
指標の説明	「とやまゲンキッズ作戦」アンケートにおいて、「朝食は何色の食品を食べているか」の質問に対し、「赤・黄・緑」の食品を食べていると回答する児童生徒の割合		
目標設定の考え方	朝食に「赤・黄・緑」の食品を食べる児童生徒の割合について、令和10年度までに小学生53%、中学生58.5%を目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10年度) の姿 (目標数値)	10年後 (R15年度) の姿
	小学生 50.7% 中学生 55.9%	小学生 53.0% 中学生 58.5%	小学生 53.0% 中学生 58.5%

○子どもかがやき教室の充実

指標の名称	子どもかがやき教室の実施箇所数		
指標の説明	子どもかがやき教室の実施箇所総数		
目標設定の考え方	令和10年度までに50箇所での実施を目指し、その後は地域の実情に合わせて内容の充実を図る。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値 (R4)	5年後 (R10年度) の姿 (目標数値)	10年後 (R15年度) の姿
	42箇所	50箇所	50箇所

(2) 家庭における教育力の向上

【現状と課題】

家庭での教育力の向上

家庭においては、基本的な生活習慣などが十分に身につけていない子どもや、子育てに自信が持てず悩んでいる保護者がいます。子どもの教育において家庭の果たす役割は大きく、より一層家庭の教育力の向上を図っていく必要があります。

人々のライフスタイルや価値観の多様化に伴う地域の連帯意識の低下や核家族化により、子育てに関する知識や経験を得る機会の減少が危惧されていることから、「親」としてのあり方を学習する「親学び」が必要となっています。

いじめ、不登校対策

いじめ防止対策推進法が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加傾向にあります。また、社会が多様化し変化していく中で、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、それに伴い様々な問題が生じています。

いじめ問題については、悩みや不安等の心理的ストレスに加え、家庭環境が要因になるなど複雑化するとともに、問題解決に当たっての困難度が増しており、一人ひとりがお互いを多様な存在として認め、いじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけが求められています。

さらに、本市においては、過去5年間、長期欠席児童生徒の人数は増加の一途をたどっています。令和5年3月には文部科学省から「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」が発出され、各機関が連携を図りながら不登校対策の一層の充実に取り組むことが求められています。

子どもの読書活動の推進

読書活動は、子どもの心を豊かにし、確かな学力基盤を身に付けるうえで大切な取組であることから、あらゆる機会と場所において読書が行えるよう、その推進が求められています。ゲームやインターネットの普及で子どもの読書離れが懸念される中、学校だけでなく家庭においても、良い読書習慣を身に付けさせることが大切です。

【施策方針と主な取組】

○親子サークルの充実

学校・家庭・地域が連携し、相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供を行い、家庭や地域における幼児期の教育の支援を推進します。

- ・ 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることを留意し、家庭との連携を十分に図り、幼稚園における生活が家庭や地域との連続性を保ちつつ展開されるよう努めます。
- ・ 親子サークルの充実に努めます。
- ・ 子育て中の保護者のために情報提供や、親子活動、保護者同士の交流の機会の提供を行います。

(親子サークルの実施)

○親学び講座の普及・啓発

富山県教育委員会、小・中学校、市PTA連絡協議会、大学等関係機関と連携・協力し、「親学び」の普及・啓発を推進します。

- ・ 家庭の教育力の向上を目指し、「親学び」講座を推進するため、「小中推進リーダー」「小中推進スーパーリーダー」「幼保推進リーダー」を配置します。
- ・ 推進リーダーと連携し、より効果的に講座を実施できるよう、情報交換などを通して活動内容を共有し、実施機会の充実を図ります。

(親学び講座の実施)

○いじめ防止対策（再掲）

子どもたちが人権意識を高め、共生的な社会の一員としての市民性を育むよう努めます。子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、学校と家庭、地域、関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止と解消に努めます。

- ・ いじめを生まない学校づくりを目指して、道徳科や学級活動等の充実を図るための教員研修や、「いじめ発見」チェックリストの活用、学校組織としていじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る実効的な組織体制づくりを進めます。
- ・ 各学校では、いじめの定義を踏まえたいじめの的確な認知の在り方や、認知した初期段階から組織的な対応をきめ細かく行います。認知したいじめについては、なるべく早期に解決できるよう、地域・家庭と連携を図り、関係機関とも連絡を密にして、取り組んでいきます。

(いじめ防止対策（再掲）)

○不登校児童生徒への支援（再掲）

学校が不登校や長期欠席の早期把握に努め、家庭や関係機関と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する支援体制を確立するとともに、学校等の取組を支援するための教育条件等の整備を進めます。

不登校児童生徒の主体性を涵養し、居場所を創出するため、適応指導教室の運営や、不登校児童生徒を対象とした体験活動を実施します。また、不登校児童生徒の保護者を対象とした相談会も実施します。

- ・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、不登校の児童生徒またその保護者との教育相談体制を整備します。
- ・ いじめや教員による不適切な指導が不登校の原因になっている場合、児童生徒または保護者の希望により、学校と連携した教育的配慮の下で就学指定校の変更や区域外就学を認めるなどの対応を行います。
- ・ 不登校児童生徒の保護者が幅広く情報を得られるよう、民間フリースクール等と連携した不登校相談会を実施します。

(不登校児童生徒・保護者支援（再掲）)

○子どもの読書活動の推進

読書は、子どもの情操教育として重要な役割を果たすため、あらゆる機会、場所において読書に親しむ環境づくりを進める必要があります。学校での読書の時間や学習活動において読書への興味・関心を喚起するだけでなく、保護者に対しても、読書活動に関する情報提供を行い、家庭における読書の習慣付けの重要性について共通理解を図る必要があります。

- ・「富山市子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館での蔵書充実や利用指導など、子どもの読書活動の整備に努めます。

<年次計画>

子どもの読書活動の推進	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
	「富山市子ども読書活動推進計画（第五次）」を策定		令和 11 年度の「富山市子ども読書活動推進計画（第六次）」策定に向け、具体的に活動する		

(読書普及事業)

【参考指標（数値目標）】

○子どもの読書活動の推進

指標の名称	1日30分以上読書をする児童生徒の割合		
指標の説明	全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生対象）において、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか（電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）」の質問に対して、1日30分以上と答える児童生徒の割合		
目標設定の考え方	家や図書館で読書に親しむ児童生徒を増やし、令和10年度までに36.5%となることを目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R4）	5年後（R10年度）の姿（目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	34.1%	36.5%	38.5%

4 基本的な方向4 生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

【目標（目指すべき成果）】

刻々と変化する社会に対応していくために、必要な知識やスキルを、市民が生涯を通じて、身に付けていけること

市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われていること

（1）高等教育及び生涯学習活動の充実

【現状と課題】

高等教育の充実

富山外国語専門学校は、全国で唯一の公立の外国語専門学校として、実用性のある語学を習得させるとともに、異文化への理解を深め、広い視野をもった国際人として、産業・文化の振興発展に貢献する有能な人材を育成するために必要な専門教育を行っています。しかしながら、少子化等の影響を受け、現在、入学志願者数が減少傾向であることから、認知度向上に向けた周知の促進など、「選ばれる学校」を目指す取組が必要です。

平成3年に開校した富山ガラス造形研究所では、全国で唯一の公立のガラスアート専門教育機関として、これまでに優れたガラス作家を多く輩出し、国内外で高い評価を得ています。しかしながら、少子化の影響もあり、全国の美術系教育機関と同様に、受験者数の減少が著しい状況にあることから、選ばれる教育機関となるため、カリキュラムの一層の充実を図っていく必要があります。

生涯学習活動の充実

人々のライフスタイルや価値観の多様化により、地域活動が低迷し、連帯意識が低下しています。人と人との絆を大切にしたい心豊かな地域社会の形成を図っていくためにも、地域の特色を生かした公民館活動やふるさとづくり活動を充実させることが必要です。

人生100年時代を見据え、すべての人が何歳になっても学び直しができる環境づくりが必要となっています。また、国が平成30年6月に策定した「人づくり革命基本構想」においてリカレント教育が拡充されたことにより、さらにリカレント教育を充実させていくことが求められています。

富山市民大学は、多彩なコースを多数開講して市民に学習機会を提供しています。開講以来46年にわたり市民の生涯学習を支援していますが、定員超過するコースがある一方、定員に満たないコースもあり、コース再編の工夫が必要です。

【施策方針と主な取組】

○富山外国語専門学校の充実

富山外国語専門学校は、公立の外国語専門学校として、昭和60年の開校以来、本校が有する人材と施設を有効活用し、一般市民の生涯学習の場として、外国語を学びたい人がその種類やそれぞれの程度に応じて講座を選んで学習できる環境の充実に努めています。

- ・英語、中国語、ハングル、フランス語について、それぞれの程度に応じた講座を実施するとともに、受講者のニーズの把握に努めます。
- ・「小学校外国語夏季集中研修会」に外国語専門学校の教員を指導者として派遣します。この研修会では、発音に焦点を当てた集中訓練を実施します。

(実践的な英語教育)

○富山ガラス造形研究所の充実

富山ガラス造形研究所では、ガラスアートに関する専門的知識及び技術の学習により、ガラス造形制作者（作家）として、有能な人材を育成します。開校以来、アートの分野で高度な知識と技術を有する外国人ガラス作家を教員として招聘し、学生の指導を行っているほか、多様化するガラス造形や芸術・文化の潮流に対応できるガラス教育を提供できるよう努めます。

- ・広く学生の見聞を深めるため、現代アート、建築、彫刻、デザイン、陶芸等のガラス以外にも様々な分野で活躍されている方を講師に招き、特別講義を行います。
- ・広い視野とグローバルな考え方を身に付けるため、国内外で活躍する著名作家を招き、春と秋にワークショップを開催するほか、提携大学との交換留学制度等を活用し、海外でもガラスを学ぶことができる機会を提供します。
- ・「ガラスの街とやま」を広くアピールするため、また、ガラス芸術文化の振興や学生・地域住民との交流、人材育成等を図るため、アーティスト・イン・レジデンス事業^(※)を行います。

※アーティスト・イン・レジデンス事業 … 公募で優秀なガラス作家を選定し、約6週間、富山に滞在し制作活動を行う。

(ガラス造形作家の育成)

○ふるさとづくり活動の推進

地域の公民館活動やふるさとづくり活動を推進していくとともに、地域住民の幅広い年齢層の方が参加できる事業を実施するため、事例研究等を行い、内容の充実に努めます。

- ・市ふるさとづくり推進連絡協議会、地区ふるさとづくり推進協議会を通じて、公民館ふるさと講座などを実施します。

(公民館活動の充実 (ふるさとづくり推進事業))

○生涯学習普及啓発

- 大学や地域等と連携しながら、生涯を通じた教育の充実を図り、市民の学び直しを促進します。
- ・55歳以上の市民に対し、県内大学が実施する社会人向け講座を受講し、修了した際の支援を実施します。

(壮年期自己啓発助成事業)

○市民大学の充実

市民大学では、市民の生涯学習の意欲向上を図るため、より市民ニーズに応えた、富山市ならではの魅力的なコースを開講し、併せて生涯学習の魅力発信に努めます。

- ・受講者アンケート等により市民ニーズを把握するとともに、充足率（市民大学開講コースの定員に対する受講者数の割合）を参考に内容や講師を検討し、市の政策に即し、市民ニーズに合った魅力あるコースの開講に努めます。
- ・機会を捉えて市民大学及び生涯学習の魅力発信に努め、市民の学習意欲向上を図ります。

(市民大学一般コース等開設事業)

【参考指標（数値目標）】

○生涯学習普及啓発

指標の名称	壮年期キャリアアップ補助事業対象件数		
指標の説明	55歳以上の市民が受講し修了した、県内大学が実施する社会人向け講座の延べ数（受講者一名につき前期・後期各1講座まで補助）		
目標設定の考え方	令和10年度までにコロナ禍以前の数値に戻し、以降は毎年度3件増加することを目指す。 ※参考数値…66件（H30年度）		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R4）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	16件	66件	80件

○市民大学の充実

指標の名称	市民大学開講コースにおける充足率		
指標の説明	市民大学開講コースの定員に対する受講者数の割合		
目標設定の考え方	毎年、令和5年度の基準数値を上回り、令和10年度末までに93%を目指す。		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R5）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	92.1%	93.0%	93.0%

(2) 生涯学習活動拠点の充実

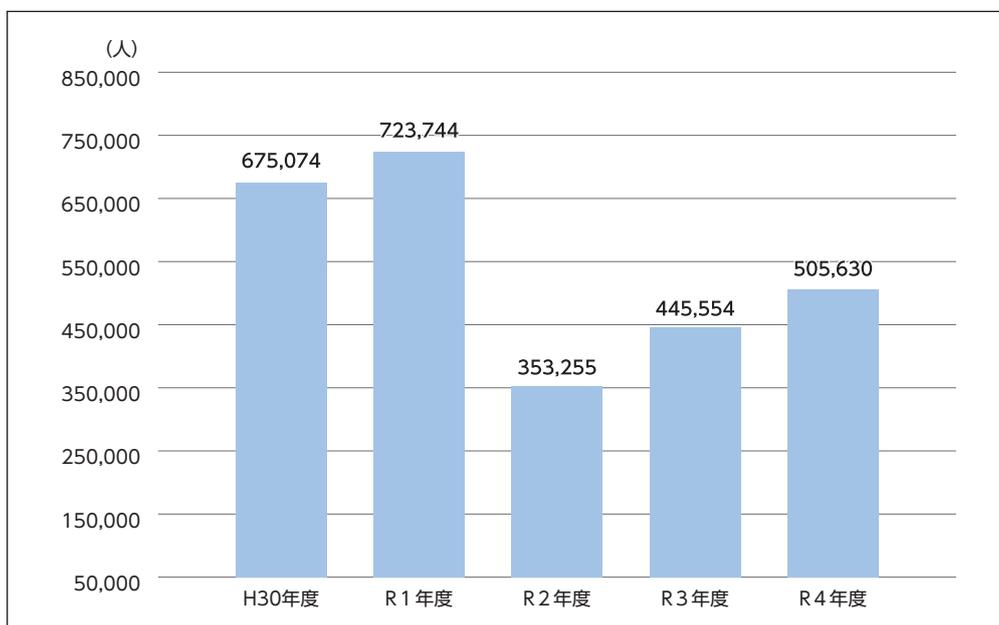
【現状と課題】

公民館の充実

公民館は地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、地域住民の交流の場として重要な役割を果たしています。公民館は、市内で84館（分館含む）設置されており、本市は全国的に見ても非常に充実しています。

しかし、一部の公民館においては老朽化が著しい館があることから、順次改築を進めていく必要があり、市立公民館の維持管理や計画的な整備が課題となっています。

■公民館利用者数の推移



資料：市生涯学習課調べ

(注) R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入館者数が大きく減少している。

その後は、感染防止対策のための市民の外出自粛が緩和されていったことから、徐々に回復傾向にある。

図書館の充実

図書館は、生涯学習・読書の拠点として多くの資料を所蔵し、広く市民の皆様に提供しています。今後も多様化する市民ニーズに対応するため、更なる蔵書の充実や、質の高い情報サービスの提供に加え、企画展示や行事等を実施し、本の貸出しだけでなく、滞在型の環境整備が求められています。

人文系博物館の展示・普及活動の充実

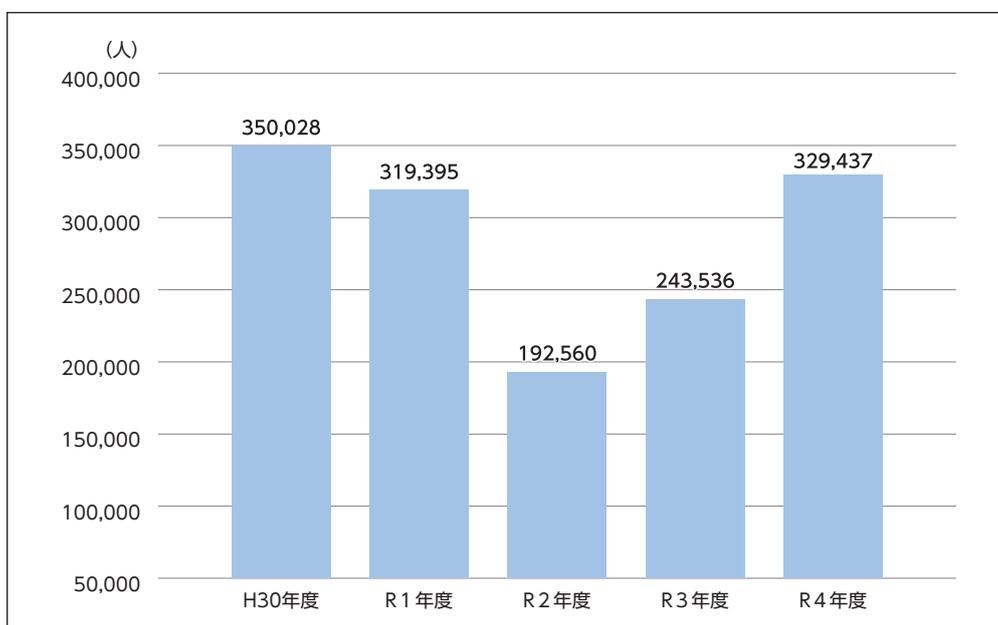
郷土博物館をはじめとする人文系博物館は、魅力ある展示により、本市の歴史・民俗・美術の学習機会の提供が求められていますが、より質の高いものとするため、博物館の連携や市民との協働が必要とされています。

各施設の課題として、郷土博物館については、城址公園の整備とともに、展示リニューアルの検討、インバウンド観光客向けの多言語対応など、郷土博物館の機能強化とより一層の魅力向上が必要です。民俗民芸村については、施設の老朽化が著しい館があることから、修繕や長寿命化を適時進めていく必要があります。

科学博物館の展示・普及活動の充実

科学博物館は、自然と科学について学ぶとともに、自然と共にある人の姿を考えていく場となっています。市民、とりわけ子どもたちの自然や科学への理解と関心を高めるため、老朽化が進行している常設展示を最新の科学的知見や自然環境の変化に対応したものへと更新する必要があるとともに、魅力的な特別展や企画展の開催が求められています。また、天体観察機能のあり方についても課題となっています。

■博物館入館者数の推移



資料：市生涯学習課調べ

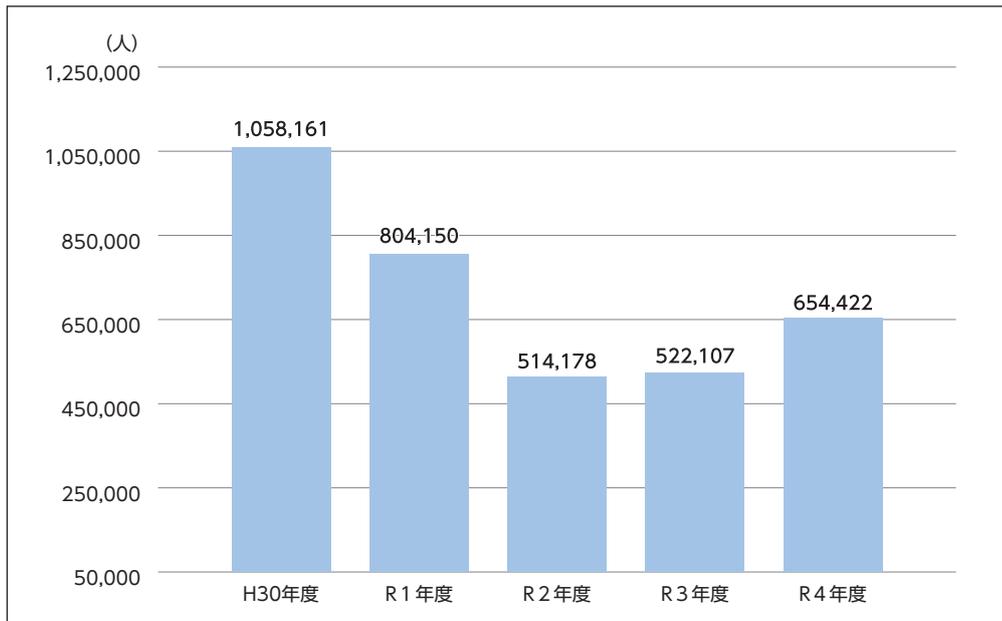
- (注 1) 対象施設…科学博物館・民俗民芸村・郷土博物館・佐藤記念美術館・浮田家住宅・旧森家住宅・旧馬場家住宅・北代縄文広場・婦中安田城跡歴史の広場・大山歴史民俗資料館・八尾化石資料館・猪谷関所館
- (注 2) R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入館者数が大きく減少している。その後は、感染防止対策のための市民の外出自粛が緩和されていったことから、徐々に回復傾向にある。

ガラス美術館の展示・普及活動の充実

「ガラスの街とやま」を目指したまちづくりの集大成として、平成 27 年 8 月、「TOYAMA キラリ」内にガラス美術館が開館しました。

令和 7 年に 10 周年を迎えるにあたり、「ガラスの街とやま」の認知度をより一層高めるための展示を実施していく必要があります。

■ TOYAMA キラリ公益施設入館者数の推移



資料：市図書館・ガラス美術館調べ

(注) R1～R3年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入館者数が大きく減少している。その後は、感染防止対策のための市民の外出自粛が緩和されていったことから、徐々に回復傾向にある。



TOYAMA キラリ (図書館本館・ガラス美術館)



図書館本館 (一般図書フロア)

【施策方針と主な取組】

○公民館の充実

地域住民にとって最も身近な学びや文化活動及び交流の場である市立公民館を安全・快適に利用してもらうため、老朽施設の改築を進めます。

- ・施設の老朽化度合、地域ニーズ、利用実態を踏まえながら、計画的に整備します。

(公民館建設事業)

○図書館の充実

図書館は、計画的な図書の購入、除籍により図書館全体で魅力ある蔵書構成に努めるとともに、本館では、「知を深める図書館」をキーワードとして読書推進など教育事業に取り組み、利用者数の増加に努めます。

- ・利用者ニーズを踏まえた計画的な図書の購入、除籍により、各館の役割分担を考慮したバランスの良い図書の配置に努めます。
- ・地域の問題解決支援や、市民生活、仕事上の問題解決などに必要な資料及び情報提供を行います。
- ・本館では、図書館ならではの交流行事や、講演会、セミナー、併設するガラス美術館と連携した展示やイベントを実施し、利用者数の増加に努めます。

(図書館の充実)

○人文系博物館の展示・普及活動の充実

人文系博物館については、特別展や企画展、普及活動の開催等を通じて、富山の歴史・民俗・美術に対する市民の理解や関心を深め、文化や教養の向上を図ります。

- ・孫とおでかけ支援事業やキャッシュレス決済事業を実施し、来館者数の増加及び利便性向上に努めます。

(博物館等利用促進事業)

郷土博物館では、文化や教養の向上を図るとともに、街づくり・地域づくりなどに対応するための知識を提供します。

- ・特別展や企画展等を充実します。
- ・バスツアー、歴史探訪ツアー、美術講座、講演会等を実施します。
- ・来館者数の増加及び利便性向上に向け、孫とおでかけ支援事業や電子マネー等の利用のより一層のPRに努めます。
- ・学校と連携した出前授業などを推進します。
- ・中心市街地にある施設としての、人文系博物館の機能等の強化を検討します。

(展示普及事業 (郷土博物館))

民俗民芸村では、特別展や企画展、普及活動の開催等を通じて、富山の歴史・民俗・美術に対する市民の理解や関心を深め、文化や教養の向上を図ります。

- ・特別展や企画展、および関連する講演会等のほか、陶芸教室、染物教室、呉羽山歴史探訪ツアー等を実施します。
- ・小学校との連携を深め、実物資料の観覧や体験を通して、社会科「市の様子と人々のくらしのうつりかわり」や副読本「くすりのまち とやま」の学習効果を高めます。

(展示開催事業、普及活動事業 (民俗民芸村))



郷土博物館



民俗民芸村 (陶芸館)

○科学博物館の展示・普及活動の充実

自然科学に関する総合博物館として、郷土の自然の特性を解明し、自然科学の普及、理解向上に寄与することを目指します。市民の知的好奇心や探究心を刺激するとともに、学習の支援、市民生活の向上を図ります。

- ・令和5年度に策定した展示更新計画に基づき、常設展示の更新と天体観察機能の再構築を推進します。
- ・特別展や企画展の充実を図るとともに、サイエンスコミュニケーションを深める実験教室などの普及教育行事を実施します。
- ・博学連携^(※)によるプラネタリウムでの学習投影やリモート授業などを継続して実施します。

※ 博学連携

… 博物館と学校とが望ましい形で連携・協力を図りながら、子どもたちの教育を進めていこうとする取組。

(特別展・企画展の充実／展示の更新・施設の整備)



科学博物館 (ティラノサウルスの動く模型)



科学博物館 (プラネタリウムホール)

○ガラス美術館の展示・普及活動の充実

ガラス美術館は、「ガラスの街とやま」の中核施設として、ガラス芸術が持つ魅力と可能性を国内外に発信します。また、中心市街地に位置することから、文化芸術の拠点としてだけでなく、まちなかの魅力創出の役割も担っていきます。

- ・現代ガラス美術が持つ多様な側面に焦点を置き、幅広い内容の作品との出会いや対話の機会を、市民をはじめ、より多くの方々に提供するため、ガラス美術作品の企画展・常設展の充実を図ります。
- ・誰もが気軽に「美」と「知」に触れられる場として、豊かな感性や知的好奇心を育むため、教育普及として学校招待プログラム等を行います。

(企画展・常設展の充実／教育普及活動の充実)

【参考指標（数値目標）】

○人文系博物館及び科学博物館の展示・普及活動の充実

指標の名称	博物館の入館者数		
指標の説明	博物館（人文系博物館・科学博物館）の入館者数		
目標設定の考え方	博物館の入館者数について、毎年1%程度の増加を目指す。 ※参考数値…350,028人（H30年度）		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R4）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	329,437人	349,000人	367,000人

○図書館の充実、ガラス美術館の展示・普及活動の充実

指標の名称	TOYAMA キラリ公益施設の利用者数		
指標の説明	TOYAMA キラリ公益施設（図書館本館・ガラス美術館）の利用者数		
目標設定の考え方	第2期計画で掲げた数値目標が、新型コロナウイルス感染症の影響により未達成となったことから、引き続き目標とし、毎年2.5%程度の増加を目指す。 ※参考数値…804,150人（R1年度）		
目標数値及び今後の見通し	基準数値（R4）	5年後（R10年度）の姿 （目標数値）	10年後（R15年度）の姿
	654,422人	750,000人	850,000人

(3) 文化遺産等の保全・活用

【現状と課題】

文化遺産等の保存活用

本市には多様な文化財があり、それらを総合的に把握し、次世代へ継承していくことが求められており、浮田家住宅などの国指定重要文化財建造物については、経年劣化に対応するため、計画的に保存・修理を行う必要があります。また、岩瀬地区では、旧森家住宅や旧馬場家住宅をはじめとする北前廻船問屋建造物の、一体的な活用・整備を図っていく必要があります。

安田城跡歴史の広場においては、史跡安田城跡を適切に保存管理し、地域の歴史的文化遺産として活用を図る必要があります。しかし、堀をはじめとした施設は著しく老朽化しています。また堀底に泥が堆積するなど、歴史的景観の維持が難しく、史跡の保存への影響が懸念されます。

【施策方針と主な取組】

○文化遺産等の保存活用

国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用を図ります。文化財の保存活用については、総合的な計画を策定し、地域の歴史文化に対する市民の理解や関心を深め、文化財の次世代への継承につなげるとともに、文化財を生かしたまちづくり・地域活性化を図ります。

- ・浮田家住宅などの指定文化財建造物の保存・修理を行います。
- ・岩瀬地区廻船問屋建造物の活用・整備を図ります。
- ・富山市文化財保存活用地域計画を策定します。

<年次計画>

文化遺産等の保存活用	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
	指定文化財建造物保存・修理、岩瀬地区廻船問屋建造物活用・整備				
	富山市文化財保存活用地域計画策定事業				

(文化遺産等保存活用推進事業)



浮田家住宅



旧馬場家住宅

○文化財調査の実施

市内に残されている文化財の現状の把握に努め、本市の歴史を語る基本資料とすることで、郷土の歴史の継承を図ります。

- ・市内の文化財の調査を実施し、現状把握に努めます。

(市内の文化財調査の実施)

○史跡整備の実施

史跡安田城跡の価値や魅力を未来へ継承し、施設の長寿命化を目的とした再整備事業を行います。また来場者にとっては学習の場であるとともに憩いの場となるよう、地域の活性化に寄与する史跡公園としての活用を図ります。

- ・堀の浚渫^(※)、護岸改修や水生植物の植栽、安田城跡資料館の設備等の改修を行います。

※浚渫（しゅんせつ）… 水底をさらって土砂などを取り除くこと。

(安田城跡歴史の広場再整備事業)



安田城跡歴史の広場

参考資料

計画の策定にあたっては、外部の有識者等で構成する懇話会を計2回開催し、総合的かつ専門的な見地から意見をいただきました。

富山市教育振興基本計画懇話会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属団体等
飯倉 正和	富山市PTA連絡協議会会長
大久保 秀俊	富山市中学校長会会長
北岡 勝	富山市自治振興会連絡協議会会長
國香 真紀子	富山市小学校長会会長
笹田 茂樹	富山大学教育学部教授
中村 茂信	富山市公民館連絡協議会会長
中村 真由美	富山大学経済学部教授
渡邊 智美	元富山商工会議所青年部会長

計8名

第3期富山市教育振興基本計画策定の経過

国の動き (第4期教育振興基本計画)		第3期富山市教育振興基本計画	
時期	内 容	時期	内 容
令和5年 6月16日	第4期教育振興基本計画 閣議決定	令和5年 7月18日	第1回富山市教育振興基本計画懇話会 ・計画の構成(案)の説明
		11月2日	第2回富山市教育振興基本計画懇話会 ・計画(案)の説明
		12月25日	パブリック・コメント ↓
		令和6年 1月15日	パブリック・コメント締切
		2月19日	定例教育委員会で議決
		3月	3月市議会定例会常任委員会で報告

第3期 富山市教育振興基本計画

令和6年2月

発行 富山市教育委員会

編集 富山市教育委員会事務局 教育総務課

〒930-8510

富山県富山市新桜町6番15号 Toyama Sakura ビル

電話 076-443-2130 (直通)

FAX 076-443-2194